

# 登米市過疎地域持続的発展計画 (案)

令和8年度～令和12年度

令和●年●月

宮城県登米市



# 目 次

|                          | 頁  |
|--------------------------|----|
| <b>I 基本的な事項</b>          | 6  |
| 1 市の概況                   | 6  |
| （1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 6  |
| ①自然的条件                   | 6  |
| ②歴史的条件                   | 6  |
| ③社会的条件                   | 7  |
| ④経済的条件                   | 7  |
| （2）過疎の状況                 | 8  |
| ①人口等の動向                  | 8  |
| ②これまでの対策                 | 8  |
| ③現在の課題と今後の見通し            | 9  |
| （3）社会経済的発展の方向の概要         | 9  |
| ①産業構造の変化                 | 9  |
| ②地域の経済的な立地特性             | 9  |
| ③県の総合計画等における位置付け         | 10 |
| 2 人口及び産業の推移と動向           | 11 |
| （1）人口                    | 11 |
| ①人口の推移                   | 11 |
| ②今後の見通し                  | 11 |
| （2）産業                    | 11 |
| ①産業構造、各種産業別の現況           | 11 |
| ②今後の動向                   | 12 |
| 3 行財政の状況                 | 15 |
| （1）行財政の現況と動向             | 15 |
| （2）施設整備水準等の現況と動向         | 17 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針          | 20 |
| （1）持続的発展の基本方針            | 20 |
| （2）登米市の将来像               | 20 |
| （3）政策の大綱                 | 20 |
| （4）最重要プロジェクト             | 21 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標       | 21 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項       | 22 |
| 7 計画期間                   | 22 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合        | 22 |
| 9 SDGs との関係              | 22 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>Ⅱ 過疎地域の振興</b>              | 24 |
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成         | 24 |
| (1) 現況と問題点                    | 24 |
| (2) その対策                      | 25 |
| (3) 計画                        | 26 |
| 2 産業の振興                       | 27 |
| (1) 現況と問題点                    | 27 |
| (2) その対策                      | 28 |
| (3) 計画                        | 31 |
| (4) 産業振興促進事項                  | 33 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 33 |
| 3 地域における情報化                   | 34 |
| (1) 現況と問題点                    | 34 |
| (2) その対策                      | 34 |
| (3) 計画                        | 34 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保             | 35 |
| (1) 現況と問題点                    | 35 |
| (2) その対策                      | 37 |
| (3) 計画                        | 38 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 39 |
| 5 生活環境の整備                     | 40 |
| (1) 現況と問題点                    | 40 |
| (2) その対策                      | 41 |
| (3) 計画                        | 43 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 44 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 45 |
| (1) 現況と問題点                    | 45 |
| (2) その対策                      | 46 |
| (3) 計画                        | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 49 |
| 7 医療の確保                       | 50 |
| (1) 現況と問題点                    | 50 |
| (2) その対策                      | 50 |
| (3) 計画                        | 51 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 51 |
| 8 教育の振興                       | 52 |
| (1) 現況と問題点                    | 52 |
| (2) その対策                      | 53 |
| (3) 計画                        | 54 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合          | 56 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 9 集落の整備                           | 57 |
| （1）現況と問題点                         | 57 |
| （2）その対策                           | 57 |
| （3）計画                             | 58 |
| 10 地域文化の振興等                       | 59 |
| （1）現況と問題点                         | 59 |
| （2）その対策                           | 59 |
| （3）計画                             | 60 |
| （4）公共施設等総合管理計画等との整合               | 60 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進                | 61 |
| （1）現況と問題点                         | 61 |
| （2）その対策                           | 61 |
| （3）計画                             | 61 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項            | 62 |
| （1）現況と問題点                         | 62 |
| （2）その対策                           | 62 |
| （3）計画                             | 62 |
| （4）公共施設等総合管理計画等との整合               | 62 |
| ※事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 63 |

## I 基本的な事項

### 1 市の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ①自然的条件

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び遠田郡に、東部は気仙沼市及び本吉郡に接しています。

地勢は、西部が丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間は広大で平坦肥沃な登米耕土を形成し、県内有数の穀倉地帯となっています。

河川は、迫川、夏川が本市のほぼ中央を北西から南東に貫流し、本市東側を北から南に流れる北上川と旧北上川を介して合流しています。

また、北西部には伊豆沼、内沼、長沼が位置し、南部には平筒沼があり、豊かな水辺空間を有しています。

市域面積は536.09km<sup>2</sup>で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模であり、そのうち過疎地域は市域面積の62%を占めています。

また、過疎地域のうち登米町、東和町及び津山町は、その大部分が森林地帯であり、平坦部が少なく、北上川流域や国道沿いの平地や山間部の傾斜地に、米山町及び石越町は広い田園地帯の中に市街地や集落が分散して立地しています。

気候は、南東部の一部において太平洋岸式気候を示していますが、大部分は内陸性気候となっており、最高気温と最低気温の差が大きく、令和6年の年間平均気温は13.3℃、年間降水量は1,084mmとなっています。

##### ②歴史的条件

本市は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき、平成17年4月1日、登米郡の迫町・登米町・東和町・中田町・豊里町・米山町・石越町・南方町と、本吉郡の津山町の9町が合併して誕生しました。

本市の過疎地域は、市の東部、北上川流域の登米町・東和町・津山町の地域、北部の石越町及び南部の米山町の5地域となっています。

登米町は、藩政時代には仙台藩一門登米伊達氏2万1千石の城下町で、明治維新後は北上川の舟運による流通拠点として繁栄し、一時期には県庁も置かれるなど、当地方の政治・経済・文化の中心地として隆盛を極めていました。

東和町は、藩政時代までの数々の史跡が発見されており、東北のキリシタン殉教の地としても有名です。

米山町は、迫川の遊水地帯であり、度々水害に悩まされていましたが、明治末期から昭和初期にかけ、国の治水事業により干拓開墾事業をはじめ土地基盤整備が進められ、現在では広大な美しい水田をもつ県内有数の穀倉地帯となっています。

石越町は、地域の中央部は低い丘陵で、丘陵を囲む周囲の広い平坦地では米作が盛んに行われており、村制の時代から昭和中期まで国鉄と私鉄が接続する交通の要衝として、地域経済を支えていました。

津山町は、北上川を利用し、内陸と石巻を結ぶ河川交通の要衝として、また、良質な建築用杉材の供給地として栄えました。

### ③社会的条件

本市の道路網は、国道 5 路線、主要地方道 7 路線、一般県道 15 路線を骨格に形成されているほか、市の西側に沿って東北地方の大動脈である東北縦貫自動車道が走り、市東部には三陸沿岸道路が南北に走っています。

また、市中心部を横断し、東北自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路については、三陸沿岸道路登米インターチェンジから迫町北方地区までの区間の整備が完了し、東北縦貫自動車道や東北新幹線くりこま高原駅及び三陸沿岸道路までのアクセスが向上しています。

鉄道網は、ＪＲ東北本線 3 駅とＪＲ気仙沼線 4 駅（ＢＲＴ駅を含む。）が設置されており、高速バス網は、仙台方面への発着場が市内に 2 カ所設置されています。

過疎地域では、三陸沿岸道路のインターチェンジ、パーキングエリア接続型インターチェンジがそれぞれ 1 カ所ずつあり、高速バス発着場が 1 カ所設置されています。

### ④経済的条件

本市は、農地と山林が総面積の約 7 割を占め、第 1 次産業の農業が基幹産業です。

農業は、恵まれた自然条件と地域条件を活かし、生産量県内第 1 位の水稲などの土地利用型農業と本州最大の産地である肉用牛等の畜産を柱に、様々な農業経営が行われています。

このような状況の中、生産資材の価格高騰や、農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

林業においても木材価格の低迷や住宅着工数の減少など、取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、過疎地域が本市の林業の大部分を担っていますが、林業従事者の減少や担い手不足が進み、森林の荒廃が懸念されています。

本市の産業別に見た就業者の動向は、平成 27 年と令和 2 年国勢調査を比較すると、農林業に従事する第 1 次産業及び商業などに従事する第 3 次産業の割合が増加し、製造業などに従事する第 2 次産業の割合が減少しています。

今後は、地域に根ざした産業の振興、雇用を創出するため、地域資源を活かした“登米市ならではの”の起業・創業への取組や東北を代表する食料供給地帯として、農業を基軸とした 6 次産業化の推進などが期待されています。

## (2) 過疎の状況

### ①人口等の動向

本市の人口は、昭和35年国勢調査の122,386人から以後昭和50年まで徐々に減少し、昭和55年、昭和60年にわずかに増加に転じましたが、平成2年以降は再び減少に転じ、令和2年国勢調査では76,037人となっています。

本市の過疎地域は、合併前の9つの町のうち5つの町が指定を受けておりますが、その人口の動向は概ね5町ともに同じような傾向をたどっています。昭和35年から昭和50年の国勢調査においては、いずれの地域も総人口の15%~27%の急速な減少が見られますが、これは高度経済成長期に就職のため都市部へ若年層が大量に流出した結果と推測されます。その後も過疎地域全域で人口減少が続き、その減少率は徐々に大きくなっています。

その一方で、高齢者比率は年々増加しており、令和2年の過疎地域に占める割合は40.3%となっています。

また、若年者比率は合併時の平成17年では若干の増加が見受けられたものの、令和2年では9.1%とさらに低くなっています。

### ②これまでの対策

本市の過疎地域では、昭和45年の過疎地域緊急措置法の施行以来、過疎地域自立促進特別措置法まで継続して過疎対策に取り組み、産業の振興、基幹道路の整備、生活関連施設の整備、教育の振興などを中心に事業を進めてきました。

農業分野においては、農地整備事業、多様な担い手育成支援事業、園芸産地拡大事業、畜産総合振興対策事業等を実施し、農業経営基盤の強化と担い手の育成に努めてきました。

また、稲作の農薬、化学肥料の使用量を減らした環境保全型農業と耕畜連携の資源循環型農業に取り組んできました。

林業分野では、公有林整備事業、森林病虫害防除事業、林業機械等導入助成事業等を実施し、健全な森林の育成、木材加工流通施設の整備、林業従事者の雇用環境の充実を図るとともに、地域産材の需要拡大支援事業や公共施設の木造化・木質化など、地場産業の活性化に努めてきました。

さらに、森林整備は、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成などの環境面においても重要な役割を果たしていることから、適正な森林整備や市民参加型の森林整備事業に取り組んできました。

保健・福祉分野では、介護施設及び老人福祉センター等の施設整備・改修事業や高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための生活支援事業等に取り組んできました。

さらに、検診事業や予防接種事業の充実、生活習慣病予防のための健康づくりの推進など、超高齢社会に対応した保健・福祉対策の基盤整備に努めてきました。

医療分野では、登米市民病院に一般急性期医療を集約し、米谷病院及び豊里病院では回復期医療・慢性期医療を担う病院として役割を明確化しています。

また、不足する医師及び看護師の確保のため、将来本市に勤務を希望する医学生及び看護学生に対し奨学金の貸付を行うなど人材の確保に努めてきました。

生活環境分野では、上下水道整備事業や公営住宅整備事業、消防出張所や防火水槽、消防車両等の消防施設の整備に取り組み、安心して快適な住環境の創造に努めてきました。



また、各消防出張所に高規格救急自動車を配備するとともに救急救命士の養成を行い、救急要請時の迅速かつ効率的な現場対応に努めてきました。

教育分野では、老朽化した小中学校や幼稚園の改修等、学校給食センターの大規模改修など、学校教育関連の整備に取り組むとともに、総合運動公園や総合体育館などの体育施設や公民館等の社会教育施設の改修・修繕事業に取り組んできました。

また、総合型地域スポーツクラブの設立・育成を推進し、スポーツ環境の充実に努めてきました。

さらには、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地、地域に伝わる伝統芸能も数多く存在・継承されており、後世に引き継ぐための保存活動に取り組んできました。

### ③現在の課題と今後の見通し

過疎地域では、これまで過疎対策関連事業の実施などにより、社会資本整備には一定の成果を上げていますが、人口減少や少子高齢化に歯止めをかけることができていない状況にあります。

人口減少や少子高齢化がより一層進むことは、生活関連サービスの縮小や税収減等による行政サービスの低下、地域公共交通の縮小、空き家・空き店舗の増加、農地や山林の荒廃の進行、さらには地域コミュニティの機能低下などの様々な問題が懸念されます。

令和8年度から10年間のまちづくりの将来ビジョンを定めた第三次登米市総合計画では、人口減少対策を最重要プロジェクトとして位置付け、すべての施策が人口減少対策につながるものとの考えのもと、各分野の施策を展開・連携させながらその対策に取り組むこととしています。

過疎地域のみならず、市全域において市民ニーズや時代にあった施策について積極的に取り組んでいきます。

## (3) 社会経済的発展の方向の概要

### ①産業構造の変化

本市の産業別就業人口の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向から平成22年及び令和2年に減少したものの、構成比は増加傾向にあります。特に第1次産業の就業人口の減少は著しく、昭和50年国勢調査では就業人口全体の51.1%でしたが、令和2年国勢調査では13.4%と4分の1近くまで減少しており、他産業への依存度が高くなっています。しかし、県平均の4.2%よりもその割合は大幅に上回っており、県内においては第1次産業の比重の大きい地域です。

また、第2次産業の就業人口比率は29.7%であり、これも県平均の22.5%に比べ、高い数値となっている一方、第3次産業の就業人口比率は56.9%と県平均の73.3%を大幅に下回り、県内では低い数値となっています。

この傾向は、過疎地域でも同様であり、市全体と同程度の割合で産業構造が推移しています。

### ②地域の経済的な立地特性

本市は、北上川を境に農用地の大部分は西側に分布し、東側は大部分を山林が占めてい

ます。過疎地域は、北上川の東側一帯の中山間地域と迫川沿岸の広大な田園が広がる農業地帯ですが、特に中山間地域では、ほ場整備が進み土地利用型農業を展開する地域に比べ、基盤整備の遅れや一戸当たりの経営面積が少ないことなどにより、基幹産業である農業においては厳しい経営条件にあります。

市街地は、各旧町の平坦部に分散的に立地し、その大部分は北上川、迫川の流域及び交通の要衝に位置していますが、比較的小規模で住宅、商店などの建物密度が低く、都市的施設の集積もわずかです。

また、以前は国道4号などの幹線道路や、東北縦貫自動車道のインターチェンジ、東北新幹線くりこま高原駅までの間に距離があることから、条件的に不利な地域でしたが、東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備により、これらの主要交通網までのアクセスが向上しています。

過疎地域では、三陸沿岸道路のインターチェンジ、パーキングエリア接続型インターチェンジがそれぞれ1カ所ずつ整備され、地域の経済対策や定住対策に期待が高まっています。

### ③県の総合計画等における位置付け

県においては、令和2年12月に策定した「新・宮城の将来ビジョン」において、それまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」を統合し、県の特徴や各地域の特性を踏まえ、将来にわたり発展し続けていく全県的な取組が進められています。

この取組は、いずれも本市の発展に欠くことのできないものであり、特に人口の流出や少子高齢化が深刻な過疎地域では、みやぎ県北高速幹線道路など国県道の早期整備が期待されています。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口

#### ①人口の推移

本市の人口は昭和55年国勢調査では98,568人で、その後徐々に減少し、令和2年国勢調査では76,037人となっています。

また、昭和55年から令和2年までの年齢階層別人口の推移を見ると、各年とも64歳以下の人口の減少率が高く、中でも0～14歳の年少者層及び15～29歳の若年者層の減少が著しい状況となっており、若年人口の更なる流出が懸念されています。

一方、65歳以上の高齢者層の占める割合は増加の一途をたどり、令和2年には人口の35.5%となっています。

昭和55年と令和2年の人口を比較すると総人口では22.9%の減少に対し、年少者層では58.8%、若年者層では59.5%の減少、逆に高齢者層は116.0%の増加となっており、市の産業構造に及ぼす影響は大きくなっています。

過疎地域は、昭和55年国勢調査では41,418人で、以後減少し続け、令和2年国勢調査では26,433人と36.2%減少しています。

また、昭和55年から令和2年までの年齢階層別人口の推移を見ると、各年齢層において市全体と比較してさらに高い減少率を示しています。

昭和55年と令和2年の人口を比較すると年少者層では69.7%、若年者層では70.4%の減少、逆に高齢者層は86.7%の増加となっています。高齢者人口は総人口の40.3%に達しており、少子高齢化が急速に進んでいることを表しています。

#### ②今後の見通し

本市の今後の人口推移は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に発表した日本の地域別将来推計人口によると、令和12年には63,390人となり、令和2年と比較して16.6%減少するものと想定されています。

過疎地域では、少子高齢化の進展により、自然的な要因による人口減少が見込まれる上、若年層の流出など、社会的な要因による人口減少も想定されており、平均寿命の延伸とともに若者の流出に歯止めをかける必要があります。

これらを実現するためには、子育て応援や若者の雇用の場の確保のほか、健康長寿への取組や生活環境の整備、保健・医療・福祉など定住環境づくりのための施策について、総合的に取り組む必要があります。

### (2) 産業

#### ①産業構造、各種産業別の現況

本市の令和2年国勢調査の産業別就業人口を見ると、第1次産業が13.4%、第2次産業が29.7%、第3次産業が56.9%となっており、平成17年と比較すると第1次産業は3.5ポイントの減少、第2次産業は2.9ポイントの減少、第3次産業は6.3ポイントの増加となっています。

過疎地域の令和2年国勢調査の産業別就業人口は、第1次産業が15.0%、第2次産業が31.2%、第3次産業が53.8%となっており、平成17年と比較すると第1次産業は3.1ポイ

ントの減少、第2次産業は3.4ポイントの減少、第3次産業は6.5ポイントの増加となっています。

## ②今後の動向

第1次産業については、今後も本市の基幹産業として位置付け、自然環境を守りながら振興を図っていく必要があります。

持続可能な農業を目指すため、多様な担い手の育成・確保に努めるとともに、低コスト稲作技術の普及等による水田農業の体質強化や畜産業の生産基盤の強化、農地を最大限に活用した土地利用型作物の作付推進、施設野菜や露地野菜など園芸産地の拡大に取り組みます。

また、林業についても担い手の育成・確保を図るとともに、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入による低コスト林業を推進します。

第2次産業については、既存企業の新たな商品開発や販路拡大に向けた取組への支援などに取り組み、市内における雇用の場を確保するため、工業団地への企業誘致の推進により、雇用機会の創出を図ります。

第3次産業については、商店街のにぎわいを取り戻すよう、関係機関と連携し、まちづくりや観光と連携した地域ぐるみの取組による集客力の向上を図るとともに、空き店舗等を活用した新規事業者への起業・創業などの支援を行うなど、商店街の活性化に取り組みます。

また、地域資源を活かした“登米市ならではの”の起業・創業活動や市内企業の新しい取組を支援するとともに、農業を基軸とした6次産業化の推進や農商工連携による農業関連産業の育成に取り組みます。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

（登米市全体）

| 区 分              | 昭和55年       | 平成 2 年      |           | 平成17年       |           | 平成27年       |           | 令和 2 年      |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                  | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |
| 総 数              | 人<br>98,568 | 人<br>98,231 | %<br>△0.3 | 人<br>89,316 | %<br>△9.1 | 人<br>81,959 | %<br>△8.2 | 人<br>76,037 | %<br>△7.2 |
| 0歳～14歳           | 20,209      | 20,010      | △1.0      | 11,797      | △41.0     | 9,726       | △17.6     | 8,332       | △14.3     |
| 15歳～64歳          | 65,882      | 61,084      | △7.3      | 52,937      | △13.3     | 46,668      | △11.8     | 40,399      | △13.4     |
| うち15歳<br>～29歳（a） | 19,827      | 14,107      | △28.8     | 13,994      | △0.8      | 9,405       | △32.8     | 8,038       | △14.5     |
| 65歳以上<br>（b）     | 12,477      | 17,136      | 37.3      | 24,579      | 43.4      | 25,315      | 3.0       | 26,956      | 6.5       |
| （a）／総数<br>若年者比率  | 20.1%       | 14.4%       | －         | 15.7%       | －         | 11.5%       | －         | 10.6%       | －         |
| （b）／総数<br>高齢者比率  | 12.7%       | 17.4%       | －         | 27.5%       | －         | 30.9%       | －         | 35.5%       | －         |

注）：人口の総数には、平成 2 年に 1 人、平成17年に 3 人、平成27年に250人、令和 2 年に350人の年齢不詳者を含めているため、各年の年齢別階層人口の合計数値とは一致しません。

（登米市における過疎地域）

| 区 分              | 昭和55年       | 平成 2 年      |           | 平成17年       |            | 平成27年       |            | 令和 2 年      |            |
|------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
|                  | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率        | 実数          | 増減率        | 実数          | 増減率        |
| 総 数              | 人<br>41,418 | 人<br>40,261 | %<br>△2.8 | 人<br>34,209 | %<br>△15.0 | 人<br>29,414 | %<br>△14.0 | 人<br>26,433 | %<br>△10.1 |
| 0歳～14歳           | 8,247       | 7,911       | △4.1      | 4,037       | △49.0      | 3,082       | △23.7      | 2,498       | △18.9      |
| 15歳～64歳          | 27,459      | 24,764      | △9.8      | 19,731      | △20.3      | 16,103      | △18.4      | 13,238      | △17.8      |
| うち15歳<br>～29歳（a） | 8,130       | 5,437       | △33.1     | 5,077       | △6.6       | 2,994       | △41.0      | 2,407       | △19.6      |
| 65歳以上<br>（b）     | 5,712       | 7,585       | 32.8      | 10,441      | 37.7       | 10,187      | △2.4       | 10,664      | 4.7        |
| （a）／総数<br>若年者比率  | 19.6%       | 13.5%       | －         | 14.8%       | －          | 10.2%       | －          | 9.1%        | －          |
| （b）／総数<br>高齢者比率  | 13.8%       | 18.8%       | －         | 30.5%       | －          | 34.6%       | －          | 40.3%       | －          |

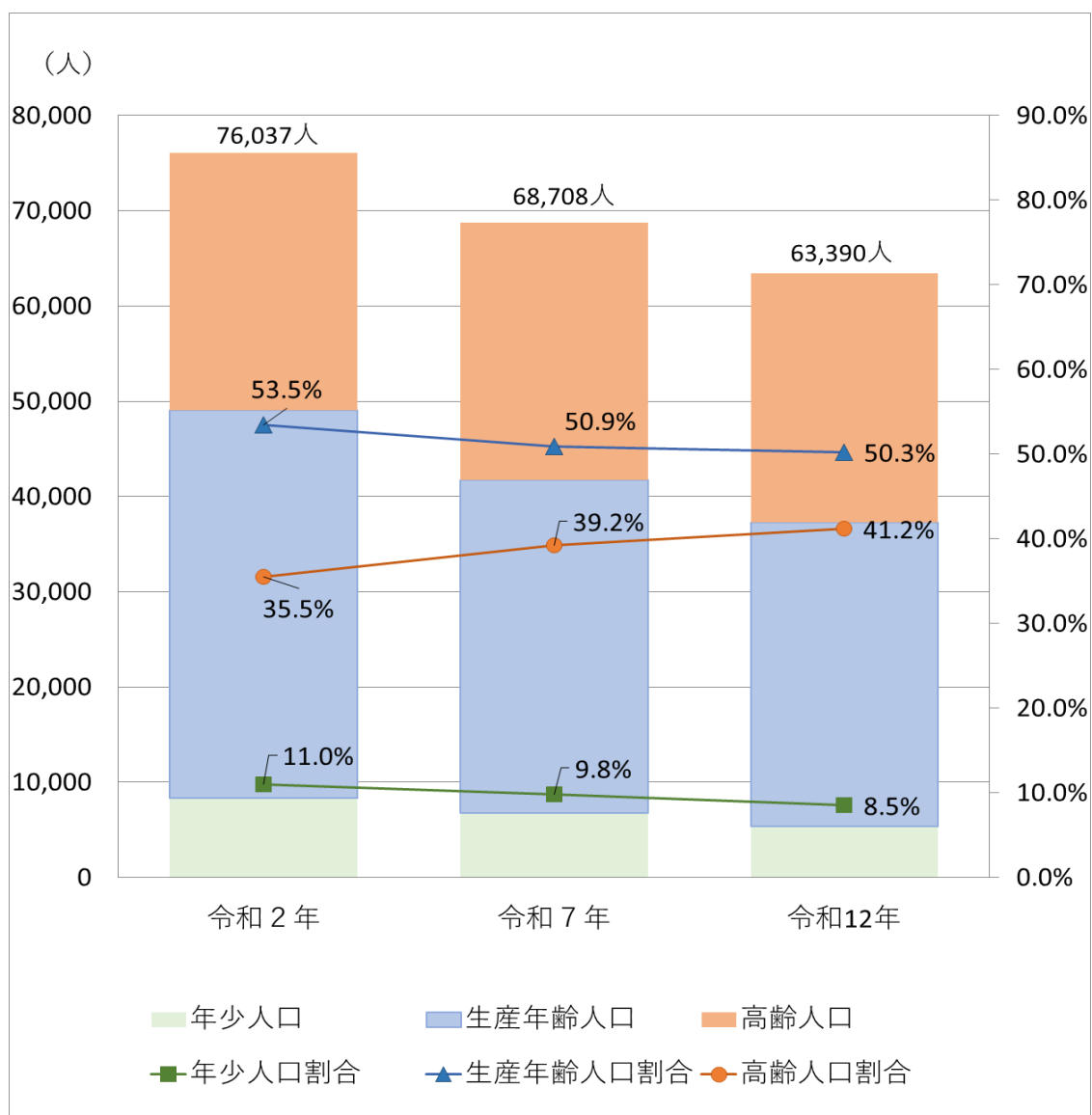
注）：人口の総数には、平成 2 年に 1 人、平成27年に42人、令和 2 年に33人の年齢不詳者を含めているため、各年の年齢別階層人口の合計数値とは一致しません。

表 1－1（2）人口の見通し

| 推計人口                | 令和 2 年  | 令和 7 年  | 令和12年   |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 総 数                 | 76,037人 | 68,708人 | 63,390人 |
| 年少人口<br>(0歳～14歳)    | 8,348人  | 6,764人  | 5,410人  |
| 生産年齢人口<br>(15歳～64歳) | 40,666人 | 35,001人 | 31,864人 |
| 高齢人口<br>(65歳以上)     | 27,023人 | 26,943人 | 26,116人 |

注) 令和 2 年は国勢調査による数値で、令和 7 年及び令和12年は推計値を記載しています。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年12月）」



### 3 行財政の状況

#### (1) 行財政の現況と動向

本市の行政運営については、計画、実施で完了することなく、評価、改善につながるマネジメントサイクルを活用し、事務事業の見直しを行いながら、より効率的かつ効果的な運営を目指し取り組んできました。

今後も市民の視点に立った質の高い行政サービスを効率的に提供し、多様化する市民ニーズに応えられる柔軟で最適な組織体制の構築に取り組むとともに、市民にとって利便性が高く、有益なサービスの在り方を検討し、事務事業の適正な見直しと経費節減に努めます。

本市を取り巻く財政環境は、今後も地方交付税などの依存財源に頼った財政運営を強いられています。特に、歳入では、少子高齢化の進展や人口減少を背景として市税収入や普通交付税交付額の縮小が見込まれる一方、歳出では、少子高齢化等の進展による社会保障関係経費の増嵩や、老朽化した公共施設の維持修繕費などに多額の財政需要が見込まれています。

限りある財源の中で、市税等の収納率の向上に努め、将来にわたる財政需要予測を基に、中長期的な視点から、「財政調整基金残高25億円の堅持」の達成に向けて、財政健全化の取組と、歳入に見合った持続可能な財政基盤の確立に取り組めます。

また、住み良い地域社会を実現し、次の世代に引き継ぐためには、市民と行政がともに登米市まちづくり基本条例の実践を進めていくことが重要です。

登米市まちづくり基本条例に基づき、住み良い地域社会の実現のため、市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備とより多くの市民の意見をまちづくりに反映させる取組、多様な主体と行政との協働によるまちづくりの推進、地域の特性を活かした地域づくり活動を行うコミュニティ組織等の基盤強化支援に取り組めます。

表 1－2（１）市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分             | 平成22年度     | 平成27年度     | 令和 2 年度    |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳 入 総 額 A       | 44,749,450 | 48,728,299 | 54,503,382 |
| 一 般 財 源         | 28,341,879 | 29,262,219 | 27,002,834 |
| 国 庫 支 出 金       | 3,660,188  | 4,543,278  | 14,589,302 |
| 都道府県支出金         | 2,630,765  | 3,331,135  | 3,427,040  |
| 地 方 債           | 4,539,400  | 5,543,600  | 3,920,200  |
| うち過疎対策事業債       | 849,800    | 543,800    | 420,700    |
| そ の 他           | 5,577,218  | 6,048,067  | 5,564,006  |
| 歳 出 総 額 B       | 42,234,587 | 47,222,173 | 53,465,366 |
| 義 務 的 経 費       | 20,514,919 | 19,224,848 | 19,698,963 |
| 投 資 的 経 費       | 4,622,647  | 5,948,657  | 5,052,871  |
| うち普通建設事業        | 4,517,912  | 5,941,759  | 4,187,507  |
| そ の 他           | 17,097,021 | 22,048,668 | 28,713,532 |
| 過疎対策事業費         | 1,491,437  | 1,611,100  | 1,179,634  |
| 歳入歳出差引額 C (A－B) | 2,514,863  | 1,506,126  | 1,038,016  |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 981,997    | 265,000    | 211,352    |
| 実質収支 C－D        | 1,532,866  | 1,241,126  | 826,664    |
| 財 政 力 指 数       | 0.35       | 0.36       | 0.37       |
| 公 債 費 負 担 比 率   | 16.4       | 14.4       | 14.1       |
| 実 質 公 債 費 比 率   | —          | 9.3        | 7.2        |
| 起 債 制 限 比 率     | 8.4        | —          | —          |
| 経 常 収 支 比 率     | 86.5       | 85.2       | 93.9       |
| 将 来 負 担 比 率     | —          | —          | 83.1       |
| 地 方 債 現 在 高     | 51,528,061 | 48,346,896 | 51,801,720 |



## （２）施設整備水準等の現況と動向

本市の主要公共施設の整備は、これまでも登米市総合計画（実施計画）及び登米市過疎地域自立促進計画並びに登米市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に進めてきました。

道路整備は、主に幹線道路の整備を中心に進めていますが、地域より生活に密着した集落内の道路整備に対する要望も多いことから、農道や林道を含め、更なる整備を図る必要があります。

高度経済成長期に整備された道路インフラについて、これまでの対症療法的な対応では、修繕が短期間に集中して発生することが予測され、重い財政負担が懸念されることから、道路舗装や橋りょうの延命化によるライフサイクルコストの縮減や、修繕時期の分散化による予算の平準化など、予防保全的な修繕を取り入れた効率的で効果的な取組が求められています。

生活環境の整備のうち上水道については、令和６年度末の水道普及率は市全体で99.7%、過疎地域で99.6%となっています。今後、人口減少に伴い料金収入が減少していく中で、基幹施設が耐用年数を迎え、計画的な更新等により水道サービスの継続を図ることが求められており、次世代に向け安全で安心できる水道水を安定して供給するため、効率的な施設管理や安定的な財政運営に取り組めます。

下水道については、農業集落排水事業は整備が完了しており、公共下水道事業の整備を進めていますが、令和６年度末の水洗化率は、市全体で74.7%、過疎地域では70.8%となっています。近年の生活様式の多様化や、若者が定住する快適な環境づくりの観点及び、公共用水域の水質保全を図るため、計画的で効率的な整備や管理運営に取り組む必要があります。

公営住宅については、老朽化が進んでおり、住替えや計画的な修繕・改善により長寿命化を図るなど、効率的かつ効果的に管理する必要がある、安全で快適な住まいとしての確保、市内の空き家等の適正な管理を推進し、市外からの移住希望者や市内転居を希望している市民の移住支援、定住環境の整備、空き家等を有効活用した定住促進に取り組めます。

老人福祉施設については、デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどが市内に整備されていますが、高齢化が進展する中であって、施設への入所希望など、各種サービスの利用希望者の増加に対応する対策が必要であり、保健・医療・福祉が連携し、健康推進活動や生きがいづくり、医療や福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で高齢者を支える体制づくり支援に取り組めます。

児童福祉施設については、公立・民間双方の保育施設等がサービスを提供しています。今後は、地域ごとの児童数の推移や保護者のニーズの変化を確認しながら、必要に応じて施設の整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応できる柔軟な運営体制を確立するため、民営化を推進します。

医療施設については、常勤医師及び看護師等の医療スタッフが不足していることから、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備が求められています。高次医療機関や地域医療機関等との連携体制を強化しながら、病院・診療所の再編・ネットワーク化に取り組むとともに、基幹型臨床研修病院の指定を受けた登米市民病院への初期研修医の受入れなど、医師等の確保対策に取り組めます。

産業振興施設については、これまで農林産物直売所や観光物産施設などの整備を行ってきましたが、今後も地域の特色を活かした市内外の人々に親しまれる地域活性化に重要な施設の整備に取り組む必要があります。

教育施設については、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が課題となっており、今後、さらに少子化の進展が見込まれることから、学習環境の充実のため、ICT環境の整備と活用を推進するとともに、適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置や、施設の環境改善に取り組めます。

社会教育施設及び体育施設については、市民のニーズに合った生涯学習関係施設、図書館等の環境整備を図るとともに、スポーツ施設の効率的な管理運営を行うため、適正配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を推進します。

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

（登米市全体）

| 区 分                      | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市町村道                     |             |             |             |             |
| 改良率（％）                   | 36.3        | 45.5        | 49.2        | 53.0        |
| 舗装率（％）                   | 32.4        | 43.7        | 47.7        | 51.9        |
| 農 道                      |             |             |             |             |
| 延 長（m）                   |             |             | 40,094      | 56,818      |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長（m）       | 38.1        | 25.7        | 2.5         | 3.6         |
| 林 道                      |             |             |             |             |
| 延 長（m）                   |             |             | 120,756     | 119,586     |
| 林野 1 ha 当たり林道延長（m）       | 5.7         | 6.9         | 6.2         | 6.2         |
| 水道普及率（％）                 | 94.9        | 96.2        | 99.0        | 99.7        |
| 水洗化率（％）                  | 5.3         | 34.2        |             | 70.5        |
| 人口千人当たり病院、診療所<br>の病床数（床） | 6.5         | 7.3         | 5.9         | 4.9         |

（登米市における過疎地域）

| 区 分                      | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市町村道                     |             |             |             |             |
| 改良率（％）                   |             |             | 38.0        | 46.4        |
| 舗装率（％）                   |             |             | 47.9        | 52.0        |
| 農 道                      |             |             |             |             |
| 延 長（m）                   |             |             | 12,840      | 25,825      |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長（m）       |             |             | 2.5         | 5.2         |
| 林 道                      |             |             |             |             |
| 延 長（m）                   |             |             | 116,160     | 114,990     |
| 林野 1 ha 当たり林道延長（m）       |             |             | 6.8         | 6.7         |
| 水道普及率（％）                 | 91.3        | 92.8        | 98.4        | 99.5        |
| 水洗化率（％）                  |             |             |             | 67.3        |
| 人口千人当たり病院、診療所<br>の病床数（床） | 8.5         | 9.0         | 3.2         | 3.3         |

注）水洗化率のうち平成22年度末の数値は、東日本大震災の影響により調査が不能となっています。

## 4 地域の持続的発展の基本方針

### (1) 持続的発展の基本方針

本市の過疎地域は、これまでの4次にわたる特別措置法に基づく総合的な過疎対策事業の実施により、継続して過疎対策に取り組み、産業の振興、基幹道路の整備、生活関連施設の整備、教育の振興などを中心に事業を進め、社会資本整備には一定の成果を上げていますが、人口減少や少子高齢化は依然進行しています。

このように、人口の減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、これらの変化と課題に対応し、登米市を住み良い地域として次の世代に引き継ぐため、「協働による登米市の持続的な発展」を基本理念に、本市のまちづくりの指針となる第三次登米市総合計画を上位計画として過疎地域の持続的発展に向け推進します。

### (2) 登米市の将来像

本市の将来像は、誰もが夢や希望で笑顔に包まれ、豊かな自然と調和のとれた生活環境の中で、登米市に住み続けたい、住みたいと思うまちを目指して、「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」とします。

### (3) 政策の大綱

将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現を目指して、「Ⅰ やすらぐまち」「Ⅱ にぎわうまち」「Ⅲ つながるまち」をまちづくりのキーワードとして、3つのまちづくりの基本政策により、各分野における施策を展開します。

| キーワード    | まちづくりの基本政策                 |
|----------|----------------------------|
| Ⅰ やすらぐまち | 自然と共生し安全・安心で心穏やかにやすらぐまちづくり |
| Ⅱ にぎわうまち | 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり   |
| Ⅲ つながるまち | ともに寄り添い、未来へつながるまちづくり       |

#### Ⅰ 自然と共生し安全・安心で心穏やかにやすらぐまちづくり

市が取り組む施策の根幹は、すべての市民の安全・安心の確保です。生命や財産を守り、穏やかに、そして質の高い生活が送れるよう、安心感や快適さが得られるまちづくりを推進します。

特に、防災対策の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進するとともに、すべての市民が、個人として尊重され、健康で自分らしく、いきいきと暮らせるまちを目指します。

また、生活を支える社会インフラについては、上下水道における安定的なサービスの提供をはじめ、道路網の充実を図り、利便性の向上を図ります。

なお、都市機能と各地域拠点に関しては、中心市街地の活性化と併せ、それぞれの地域の特色を生かしたまちづくりを推進するとともに、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく、生活に必要な都市機能の維持と各地域拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実により、持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に取り組み、誰もが快適に暮らすことができ、地球にもやさしいまちを目指します。

## Ⅱ 生き生きと人々が集い活力のあるにぎわうまちづくり

市民がいきいきと生業に励みながら、心豊かに暮らし、市内外から人が集い、にぎわう、活気あるまちづくりを推進します。

特に、農林業における担い手の育成や地元の雇用創出を図り、本市の産業を持続可能なものとし、地域経済の発展を目指します。

また、観光誘客や移住定住の促進により、人々が集いにぎわうまちを目指します。

さらに、すべての市民が生涯を通じて自ら学び、日常的にスポーツ活動に励むことができる環境を提供し、心豊かに暮らせるまちを目指します。

## Ⅲ とともに寄り添い、未来へつながるまちづくり

市民とともに本市の基本理念を次世代へつなぎ、持続・発展させていくという方向性のもと、市民と行政との連携により、未来へつなぐまちづくりを推進します。

特に、将来の登米市を担うこどもたちが、豊かな感性や創造力を養い、健やかに成長できるように、子育てと学びの環境づくりを推進するとともに、文化財の保護や文化・芸術活動の充実を図り、これまでの歴史や新たな文化を後世へつなげます。

また、コミュニティ組織等の地域づくり活動をはじめとする協働のまちづくりを推進するとともに、男女が対等に責任を担いながらまちづくりに参画できる社会、仕事と家庭を両立できる環境の醸成を図ります。

さらに、デジタル技術の目ざましい発展を背景に、日々進化し続けているデジタル技術を活用し、人口減少社会に対応した、人に優しいデジタル化を推進するとともに、効果的かつ効率的な行財政運営に努め、持続可能な市政運営を推進します。

### (4) 最重要プロジェクト

全国的な人口減少を背景として、本市でも過疎地域を含む市全域において少子化などによる人口の減少が続いています。

人口の減少は、市民生活に大きく影響を与えるものであり、人口減少対策は、本市における最重要課題となっています。

このことから、人口減少対策を「最重要プロジェクト」として位置付け、すべての施策が人口減少対策につながるとの考えのもと、各分野の施策を展開・連携させながらその対策に取り組みます。

また、人口減少社会にあっても、市民一人一人が暮らしやすさを実感し、また、地域の活力を維持していくため、「人口減少を緩やかにするデザイン」「だれもが暮らしやすいまちをデザイン」の2つの視点から人口減少対策に取り組みます。

## 5 地域の持続的発展のための基本目標

本市においては、第三次登米市総合計画において、令和12年度の将来人口目標を6万5千人と設定し、その達成を目指して各種施策の実施を行っています。

過疎地域においても、子育て支援及び健康長寿の取組により自然減少の抑制を図るとともに、雇用創出や移住定住支援の取組により社会減少を抑制することを目標とします。

## 6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、毎年度行うこととし、その内容について議会へ報告することとします。

## 7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

## 8 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、登米市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

## 9 SDGsとの関係

過疎地域が抱える諸課題を解決するため、第三次登米市総合計画において取り入れたSDGsの多様な目標と整合性を図り、その取組を推進します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## Ⅱ 過疎地域の振興

### 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

##### ①移住・定住

過疎地域においては、人口減少や高齢化に伴い、集落機能の維持・保全が困難になりつつあります。

多様な担い手による地域づくりを進めるためには、移住・定住の促進が必要であり、その地域に移り住む方の生活基盤となる住環境の整備が重要です。

また、人口減少や高齢化の影響により空き家が増加傾向にあり、防犯上や衛生上の問題が発生し、地域住民に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、空き家の適正な管理が必要です。

##### ②地域間交流

経済や文化など様々な分野の交流促進による地域活性化を図るため、仙台及び首都圏において組織されている町人会等の郷土出身者との交流に取り組んでいるほか、国内姉妹都市との友好親善及び郷土の発展を目的として、富山県入善町と児童生徒の相互交流をはじめとする各種交流事業を実施しています。

さらに、海外姉妹都市においては派遣団受入れや本市から生徒の派遣など相互交流を実施しています。

スポーツ交流では、市や競技団体等が主催する参加型スポーツイベント等の開催により、交流人口の拡大を図っており、コロナ禍を経てスポーツに取り組む意識は高まっている一方、少子化などの影響から小中学生対象のスポーツイベントへの参加者は、横ばい、または減少傾向となっています。

##### ③人材育成

過疎地域は人口が少ないことから、地域社会における個人の役割が非常に大きいといった特徴があり、地域活性化のためには一人一人の個性や力を生かしていくことが重要となります。

地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決めるという自治の考えの下、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組むリーダー的人材の育成を進める必要があります。



## (2) その対策



### ①移住・定住

移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図るため、移住イベント等を通じて本市の魅力や移住支援策等を効果的に発信するなど、移住定住の促進に取り組みます。

また、都市部の方が一定期間本市に滞在し、本市への移住の足掛かりとする二地域居住を推進し、移住者の創出に取り組みます。

さらに、移住者の生活基盤となる住居の取得に対する支援を行うとともに、市内に存在する空き家を有効活用し、移住・定住につなげるため、空き家等の改修に対する支援を行います。



### ②地域間交流

仙台及び首都圏において組織されている町人会等の郷土出身者への、本市の情報発信や地域イベントのPRなどにより、交流を促進させ地域の活性化を図ります。

また、国内外の姉妹都市をはじめとする地域と相互交流し、本市の文化や産業など魅力を伝える機会の充実に努めます。

登米市の自然環境や文化、スポーツイベント情報を発信するとともに、食や観光などのイベントにも参加したくなる「付加価値」を添え、スポーツツーリズムへの発展、ファンづくりに努めます。



### ③人材育成

過疎地域での持続的な発展のため、多様な人材の確保に資する移住及び定住の促進、地域社会の担い手となる人材の育成など、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組む地域リーダー等の育成に努めます。

#### 【設定する目標】

| 項目        | 説明                | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|-----------|-------------------|----------------|-----------------|
| 移住者数 (累計) | 市の施策により市外から転入した人数 | 11人            | 75人             |

※現況 (R 6 年度) の数値は累計ではなく、年間の実績値を記載しています。

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                                          | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                               |          |    |
|                       | 移住・定住             | 空き家改修事業<br>空き家情報バンクに登録された空き家の改修に要する経費への補助を行い、移住・定住を促進する                       | 市        |    |
|                       |                   | 住まいサポート事業<br>移住者に対する住宅の新築又は購入費用の補助を行い、移住人口を創出する                               | 市        |    |
|                       | 地域間交流             | 国内交流事業<br>在仙、在京町人会や姉妹都市協定を結んでいる富山県入善町との交流事業を行い、人材・企業誘致・定住などの情報取得等により市の発展につなげる | 市        |    |
|                       |                   | カップハーフマラソン大会運営事業<br>参加者、地域との交流により、本市へのスポーツツーリズムやにぎわいの創出に寄与する                  | 市        |    |

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①農業

過疎地域の中で米山町と石越町は平坦地の農地が多くありますが、登米町、東和町、津山町の中山間地域においては、他の地域に比べて耕作面積も少なく、経営耕作地面積が1.0ha未満の農家は21.1%で、市全体の7.9%と比較すると経営規模が小さい農家が多くなっており、専業農家は13.8%、第1種兼業農家は6.4%、第2種兼業農家は44.1%となっています。

それらの地域では、農業経営が小規模なうえ、高齢農業者のリタイアや後継者不足により担い手不足が深刻な状況となっており、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農作業の省力化や担い手の育成を図っていくことが、急務となっています。

また、主食用米の価格変動が農業経営に大きな影響を及ぼしているため、国の農業政策の動向を注視し、経営の多角化や高付加価値化など、常に変化する農業情勢に対して、適切に対応する必要があります。

#### ②林業

本市の森林面積は22,084haで、市の総面積の41%を占めており、国有林を除く民有林は19,407haとなっています。そのうち過疎地域の森林面積は17,558haで、市内民有林の90%がこの地域に集中しており、木材の産地であるとともに、水資源のかん養、土砂災害の防止、自然環境の保全等の公益的機能と二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止においても、重要な役割を果たしています。

一方、木材価格の低迷により、森林・林業を取り巻く情勢は、引き続き厳しい状況にあります。

また、林業従事者の減少や高齢化による担い手不足が進み、適正な森林管理が行われていない森林も見受けられ、環境、防災、国土保全等の森林機能の低下、森林の荒廃が懸念されます。

このため、市内の約4割の面積を占める森林の健全な育成を推進するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備と併せて、収穫期を迎えた森林が7割に達していることから、木材の積極的な活用を図っていく必要があります。

また、木材・木製品出荷額も住宅着工数の減少により、木材関連業界も厳しい状況にあるため、今後も木材の需要拡大を推進し、地域林業の活性化を図っていく必要があります。

#### ③地場産業

過疎地域の地場産業は、豊富な地域資源を基盤としています。特に、豊富な森林資源を活かした木材加工業や、地域の食文化に深く根ざした伝統的な味噌・醤油醸造業、酒造業が特徴的な産業として継続しています。

また、地域の食文化に密着した食材も豊かな地域ではありますが、本市が産地であるという情報が、十分に実需要者や消費者に届いていない状況にあります。

本市固有の地域資源を活かした起業・創業活動や地域の課題解決に取り組む事業など、新しいビジネスを地域の商工会や金融機関等が一体となって支援し、起業家の育成や地域

に根ざした産業を育成していく必要があります。

#### ④商業

過疎地域の商業は、インターネット購買など、消費者の購買行動の変化や、商業者の後継者不足などにより、商店数及び総販売額は年々減少傾向にあります。

このため、店舗が閉店し、古い街なみの連たん性が失われるなど、景観の維持が新たな課題となり、商業の衰退が地域全体の活力低下を招いています。

このような現状を踏まえ、地域文化や歴史的にも貴重な街なみを維持し、地元住民や観光客などのニーズに適合した地域にふさわしい店舗の形成や起業支援、持続的な経営支援が求められています。

#### ⑤工業

過疎地域の工業は、これまで製造業等の既存企業による生産活動が行われてきましたが、令和6年4月に登米インター工業団地へ市内企業が新たに工場を立地したことにより、産業の活性化が図られました。

今後においても、東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備により、本市は県内沿岸部と内陸部を結ぶ重要な拠点となることから、立地的に物流面での優位性が見込まれ、自動車関連産業、食品関連産業等の進出が期待されます。

#### ⑥観光

過疎地域は、豊かな自然環境や歴史・文化的な観光資源が豊富です。みやぎの明治村に代表される登米町には多くの有形無形の歴史・文化施設があり、東和町にはユネスコ無形文化遺産である米川の水かぶり、米山町には自然林に囲まれた平筒沼ふれあい公園、石越町には大自然に囲まれた高森パークゴルフ場、津山町には森林資源を有効に活用した道の駅津山・もくもくランドなどがあり、市内外から多くの観光客が訪れる地域です。

登米町のみやぎの明治村は、本市の中核的な観光地となっていますが、団体旅行から個人旅行へとニーズが変化し、マイカー観光や日帰り旅行が多くなっている状況にあるなど、個人の行動パターンやターゲット層を捉えた観光戦略の構築が必要となっています。

また、当地域は、グリーンツーリズムが盛んな地域で、体験型観光や自然・森林資源を活用した観光施策が期待されています。

さらには、NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」の舞台となったことを最大限に活かすため、ロケツーリズムによる観光誘客を推進することが重要です。

### (2) その対策

#### ①農業

将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づき、担い手の確保・育成につなげるため、新規就農者育成総合対策事業による新規就農者の育成、国・県の補助事業を活用した機械導入、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積などにより、意欲ある多様な担い手や後継者の育成に取り組み、担い手の経営基盤強化に努めます。

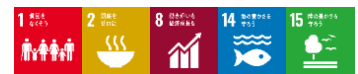


また、生産性の向上や農作業の効率化に向け、低コスト稲作技術の普及やICTやIoT技術を活用したスマート農業や環境保全型農業及び資源循環型農業を推進し、消費者ニーズを把握した高付加価値型農業に取り組むとともに、病虫害や鳥獣による収穫農産物の減量・品質低下を防ぐため、被害対策に努めます。

さらに、輸出等の新市場の開拓や、近年、需要が高まりつつある国産麦・大豆・園芸作物等の高収益作物の生産拡大を推進することにより安定した収入の確保を図ります。

園芸振興については、野菜や花き栽培についての施設整備や機械導入を進める高収益作物転換等推進事業を実施し、畜産振興については、生産基盤強化を図るため、優良繁殖雌牛「とめ牛」の生産拡大と登米産「仙台牛」の銘柄の確立や畜産総合振興対策事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業などを継続して実施するとともに、有機センターの適切な修繕等による延命化を図り、畜産経営環境の維持・向上に取り組みます。

## ②林業



森林の適正な整備と地域林業の活性化を推進するため、林業従事者の減少や高齢化の対策として、森林・林業を支える担い手の育成・強化を図るとともに、森林施業の集約化及び高性能林業機械の導入による低コスト林業、ICT等を活用したスマート林業を進めます。

また、市内産木材需要の拡大を図るため、住宅や公共施設での積極的な活用を促進するとともに、森林認証材の販路拡大や新たな認証製品の開発など加工流通体制の強化を推進します。

さらに、市有林において、「Jークレジット制度に基づく森林由来クレジット」等により、森林から生まれた新しい価値を活用し、社会全体で森林づくりを支える仕組みづくりを進め、将来に向けた持続的な森林整備を推進します。

## ③地場産業



首都圏、仙台圏向けのプロモーション活動を充実させて、地場産業の認知度の向上を図ります。

また、商談会への出展、実需者とのマッチングを支援することにより、販路の拡大を図ります。

あわせて、地域の中小企業向けの融資制度や利子助成により、地域の事業者を資金面で支えるほか、地域の商工会や金融機関等が連携し、きめ細かな相談体制の整備やセミナーの開催などにより、地域資源を活用した新たなビジネスモデルによる起業・創業を支援することで地場産業の振興を図ります。

## ④商業



近年、消費者の購買行動が大規模小売店やインターネットショッピングへと変化する中、地域ならではの魅力ある商店経営と商店街づくりが必要となっています。地元購買意欲を高めるため、個々の店舗や地域商店街ならではのサービスの提供を積極的に情報発信するとともに、研修会の充実などによる経営者の能力向上と若手後継者の指導・育成や事業承継支援について商工団体等との連携を強化し、商店の経営改善・継続に努めます。

さらに、商工業者の経営の安定に資するため、中小企業振興資金の利用に際して支援を行っていきます。

また、第二次登米市商工観光振興計画に基づき、商業者への経営支援を継続するとともに、空き店舗を活用した新規事業者への支援などにより、過疎地域の商業振興を図ります。



## ⑤工業

東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を結ぶ、みやぎ県北高速幹線道路の整備により、本市は県内沿岸部と内陸部を結ぶ重要な拠点となることから、立地的に物流面での優位性が見込まれます。

このため、地域の特性を活かした積極的な誘致活動を展開するとともに、既存企業の育成を図り、産業の活性化と地域経済の発展、さらには市民の雇用の場の確保・定住化を促進します。



## ⑥観光

体験、食、土産品などの観光資源の掘り起こしや磨き上げを行い、地域ならではの観光プログラムを造成するとともに、市内に長く滞在していただける仕組みづくりに取り組みます。

また、グリーンツーリズムの推進として、農業や農家の暮らしを体験する宿泊農業体験学習事業の充実や、住宅宿泊事業法による農家民泊の拡大に努めます。

本市を代表する観光地であるみやぎの明治村は、その歴史的な建造物や街なみを活かし、「見る」観光地だけではなく、「体験する」観光地へ拡充するなど、新たな視点で観光の活性化と交流促進を図ります。

「おかえりモネ」の中で本市が「森の町」として紹介されたことを活かし、ドラマの舞台地をめぐるロケツーリズムや本市の豊かな森林資源を活用したフォレストツーリズムを推進するとともに、高森パークゴルフ場等の観光公園や宮城オルレ登米コースなどの観光資源を活かした取組を進めます。

### 【設定する目標】

| 項目             | 説明                                  | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|----------------|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| 森林組合作業員数（年間）   | 過疎地域内森林組合で森林整備業務に従事する作業員数           | 39人            | 51人             |
| 空き店舗活用支援件数（累計） | 空き店舗を活用した支援件数                       | 15件            | 20件             |
| 観光客入込数（年間）     | 宮城県観光客入込数調査による年間（1月～12月）の過疎地域観光客入込数 | 1,836千人        | 2,444千人         |

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容                                                           | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------|----------|----|
| 2 産業の振<br>興   | (1) 基盤整備<br><br>農業         |                                                                |          |    |
|               |                            | 農地整備事業〔経営体育成型〕(米川地区)<br>県営ほ場整備事業への負担金等                         | 県・市      |    |
|               |                            | 水利施設等保全高度化事業(一般型) 基<br>幹水利施設保全型(登米吉田地区)<br>県営水利施設整備事業への負担金     | 県        |    |
|               |                            | 農地整備事業〔経営体育成型〕(内ノ目地<br>区)<br>県営ほ場整備事業への負担金等                    | 県・市      |    |
|               |                            | スマート農業等普及推進事業<br>I C T、I o T 技術を活用した機器類<br>の導入                 | 市        |    |
|               |                            | 水利施設等保全高度化事業(一般型) 基<br>幹水利施設保全型(石越南部第2地区)<br>県営水利施設整備事業への負担金   | 県        |    |
|               |                            | 農業水路等長寿命化・防災減災事業(団<br>体営地区)<br>揚排水機場及び用排水路の長寿命化対<br>策工事        | 土地改良区    |    |
|               |                            | 水利施設等整備事業(地域農業水利施設<br>保全型)(登米市津山地区)<br>揚水機場の機能保全計画に基づく対策<br>工事 | 市        |    |
|               |                            | 国営かんがい排水事業(迫川上流地区)<br>国営水管理施設整備事業への負担金                         | 国        |    |
|               | (3) 経営近代化<br>施設            |                                                                |          |    |
|               | (9) 観光又はレ<br>クリエーシ<br>ョン   | 高収益作物転換等推進事業<br>パイプハウス、園芸用資機材等への助<br>成                         | 市        |    |
|               |                            |                                                                |          |    |
|               | (10) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 | 観光公園等施設改修・修繕事業<br>施設改修・修繕                                      | 市        |    |
|               |                            | 観光物産施設改修・修繕事業<br>施設改修・修繕                                       | 市        |    |
|               |                            |                                                                |          |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                                                | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 第1次産業        | 畜産総合振興対策事業補助金<br>畜産物の優良種畜の導入等に対し補助し、畜産農家の経営の安定と農業所得の向上を図る                                           | 市        |    |
|               |              | 市有林管理事業<br>市有林森林経営計画に基づいた植林・下刈・除伐・間伐等を行い、適正な森林の整備と経営管理に努める                                          | 市        |    |
|               |              | みやぎの豊かな森林づくり支援事業<br>私有林の間伐の実施、簡易作業道の開設への支援を行い適正な森林整備を推進する                                           | 市        |    |
|               |              | 鳥獣被害対策事業<br>鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を実施し、鳥獣が原因となる収穫農産物の減量、品質低下等を防ぎ農業収益の向上を図る                             | 市        |    |
|               |              | 魅せる登米材活用促進事業<br>市内産材を使用した木造在来工法の住宅の新築及び増築への助成を行い、木材の需要拡大を推進する                                       | 市        |    |
|               |              | 林業担い手育成事業<br>研修会等の実施に対する補助を行い、林業の担い手の確保・育成を図る                                                       | 市        |    |
|               |              | 市民参加の新たな森林づくり事業<br>再造林や拡大造林、広葉樹・針葉樹の植栽を行い、森林機能強化及び環境意識の向上に努める                                       | 市        |    |
|               |              | 市有林における森林吸収 J－V E R プロジェクト推進事業<br>J－V E Rとして認証する制度を活用し、森林整備に貢献したい企業等に二酸化炭素吸収量を販売し、今後継続して市有林の健全育成を図る | 市        |    |
|               |              | 森林病虫害防除事業<br>松くい虫被害木調査及び伐倒駆除、樹幹注入・地上防除・樹種転換等の予防措置を行い、被害の拡大防止に努める                                    | 市        |    |
|               |              | 市有林森林認証取得事業<br>市有林の F S C 森林認証 F M 認証の取得に取り組み、持続可能な森林経営につなげる                                        | 市        |    |



| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                        | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 商工業<br>6次産業化 | 森林認証取得支援事業<br>COC認証を新規取得及び継続する費用を支援し、森林認証材及び森林認証製品の販路拡大による市内産木材の需要拡大を図る     | 市        |    |
|               |              | 森林経営管理事業<br>経営管理意向調査等を実施し、経営管理権集積計画を作成し、林業の成長産業化と森林の適正な管理の両立を図る             | 市        |    |
|               |              | 中小企業振興資金保証料補給金<br>事業者が融資を受ける際の信用保証料を市が負担し、中小企業の負担軽減を図り、経営の安定を支援する           | 市        |    |
|               |              | 中小企業振興資金利子補給金<br>融資を受けた事業者が金融機関に対して支払った利子額の一部を市が補給し、中小企業の負担軽減を図り、経営の安定を支援する | 市        |    |
|               |              | 木工芸担い手育成支援事業<br>木工職人の担い手育成及び木工芸品のPR、新商品開発等を図り、林業振興の活性化を図る                   | 市        |    |

#### (4) 産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域                            | 業種                                 | 計画期間                    | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|----|
| 旧登米町、旧東和町、<br>旧米山町、旧石越町、<br>旧津山町の全域 | 製造業、旅館業、農林<br>水産物等販売業、情報<br>サービス業等 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |    |

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

揚排水機場は、水田への農業用水を供給する利水機能や農地の湛水被害及び周辺地域の水害対策としての治水機能を持つ重要な施設であることから、計画的な修繕と改修を実施し長寿命化に努めます。

農産物の直売所及び加工所については、施設の機能維持を図るとともに、今後の販売額及び利用者数の向上と施設の有効活用を図る観点から、今後も計画的な保全管理に努めます。

その他の産業施設については、老朽化が進んでいる施設もあることから、利用団体の意向を確認しながら、施設の在り方について検討を行います。

観光・レクリエーション施設は、地域産業の振興と観光振興を推進するためにまちづくりの拠点施設として必要な施設であることから計画的な修繕・改修に努め、利用状況や維持管理コストを勘案しながら施設の在り方について検討します。

観光公園施設は、観光・交流の場を提供する施設であることから、今後も存続していく施設として、利用者への安全性や利便性の向上を図るため維持管理を行っていきませんが、公園施設には、利用率が低い公園・施設もあることから、施設の在り方を検討していきます。

農村公園は、適切な維持管理、遊具施設の修繕等を行っていくため、定期的な点検を実施しながら最も効率的かつ効果的な管理方法等を地元住民と協議し対応を行います。

### 3 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

本市では、難視聴地域における地上テレビ放送受信環境確保を目的として、これまで地上デジタル放送への完全移行のための支援や共聴施設の整備を実施してきました。

今後は、施設の老朽化や施設利用者の高齢化への対応が課題と捉えています。

また、災害時における市民への防災情報伝達手段として、令和2年度から令和3年度にかけてコミュニティエフエム放送を利用した伝達方法に変更し、迅速かつ円滑な情報発信に努めていますが、市内395箇所に設置した屋外拡声装置内の受信機の更新が課題となります。



#### (2) その対策

共聴施設については、利用組合との連携のもと、適切な管理を継続するとともに、老朽化・高齢化への対応については施設利用者とのコミュニケーションを通じて、適切な方向性を検討します。

また、災害時における情報伝達については、地理的状況や気象状況により、エフエム電波を受信しにくく、防災情報が市民へ伝達できないことも想定されることから、受信感度の改善を図るため、新たな受信機の更新に取り組みます。

#### (3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                       | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|----------------------|----------------------------|----------|----|
| 3 地域における情報化   | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 |                            |          |    |
|               | その他                  | 防災情報伝達手段整備事業<br>緊急告知端末等の整備 | 市        |    |

## 4 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①国県道

過疎地域では、国道45号ほか4路線、県道中田栗駒線ほか17路線の主要道と、それらに接続する市道が地域間をつなぎ、地域の産業経済、住民生活の向上に大きな役割を果たしています。

高速交通体系については、復興道路として整備が進められている三陸沿岸道路が令和3年に全線開通しており、復興支援道路に位置付けられているみやぎ県北高速幹線道路の供用区間拡大により、広域的な地域連携強化や産業振興が図られ、地域一帯の更なる発展が期待されます。

しかしながら、みやぎ県北高速幹線道路の一部区間は現道利用で供用されており、また、三陸沿岸道路との相互乗り入れについても事業化されていないことから、早期に全区間が高規格道路として整備されることが求められています。

また、国県道については、一部に未改良区間や自転車歩行者道が設置されていない区間があることから、早期の改良整備が求められています。

#### ②市道等

令和6年度末での過疎地域の市道は、実延長1,101.0kmで、改良率47.0%、舗装率52.7%となっています。これは県平均の改良率65.1%、舗装率68.3%を大きく下回っており、地域住民の利便性と地域経済の発展を阻害する要因となっています。市道の改良は、他の地域と比較して、地理的条件から事業費が増大する区間もあり、投資額に対して延長が伸びない状況にあります。

橋りょうの維持管理については、道路インフラの長寿命化を図るため、橋りょう定期点検に着手しており、登米市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて計画的な維持補修に取り組んでいます。

林道については、林業経営は木材価格の低迷により厳しい状況下にはありますが、間伐等の適正な森林整備を推進するための基幹道としての機能が発揮できるよう適正な維持管理に努めています。また、登米市林道施設長寿命化計画に基づき、林道橋りょうの補修事業に取り組んでいます。

#### ③公共交通

本市は、鉄道（JR東北本線・JR気仙沼線）や高速バスのほか、市民バス・住民バス・デマンド型乗合タクシーの運行により高齢者や高校生等の市民生活の移動手段を確保しています。

過疎地域の一部には、鉄道が運行していますが、地理的に山間部が多いことから、市民バス・住民バス・デマンド型乗合タクシーが主要な交通機関となっています。

市民バスについては、現在11路線27系統で運行しており、そのうち過疎地域では8路線21系統で運行しています。人口減少により利用者が減少傾向にあることから、市民バスの利便性を向上し、利用者増加につながる取組が必要となっています。

また、コミュニティ組織が実施主体として運行しているデマンド型乗合タクシーについては、市内5地区で運行しており、そのうち過疎地域では東和町米川地区、錦織地区、米谷地区の3地区で運行されています。

## (2) その対策

### ①国県道



高速交通体系については、広域的な地域連携強化や産業振興を図るため、みやぎ県北高速幹線道路における現道利用区間である第Ⅴ期区間整備及び三陸沿岸道路との相互乗り入れの早期事業化、並びに連結許可を受けている東北縦貫自動車道との相互乗り入れの事業促進について、関係機関への要望を継続して行っていきます。

また、国県道の整備については、県境を越えた広域的経済社会生活圏や近隣中核都市との交通ネットワーク化のため、未改良区間や自転車歩行者道の整備促進に向け、各種同盟会などにおいて要請活動を行っていきます。

### ②市道等



市道の整備については、少子高齢化などの社会情勢の変化や高速道路網整備による交通体系の変化などに合わせて、通学路、主要公共施設へのアクセス等の幹線道路整備に重点的に取り組むとともに、集落内及び集落間道路についても路線の優先度を見極めながら事業に取り組んでいきます。

また、道路や橋りょうについては、継続した点検・修繕サイクルの構築を図り、維持管理経費の平準化や縮減に取り組むとともに、自動車や自転車、歩行者が安心して通行できるよう適切な維持管理に努めます。

林道については、林業の経営の効率化や森林の持つ多面的機能を十分発揮させるためには必要不可欠な施設であることから、適正な維持管理を行うとともに、改良整備、林道橋りょうの定期点検及び補修事業を計画的に推進し、利用者が安心して通行できるよう努めます。

### ③公共交通



市民バス等については、通院や買い物、趣味交流、通学等の日常生活を支える移動手段として、利用実態とニーズを把握しながら、効率的で使いやすい公共交通ネットワークを構築し、利便性向上による利用者の増加に努めます。

また、都市間交通の中心的役割を担う鉄道や高速バスと、市民バスとの接続強化を図り、市民の移動手段の円滑化による利便性の向上に取り組めます。

## 【設定する目標】

| 項目        | 説明              | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|-----------|-----------------|----------------|-----------------|
| 道路舗装率（年間） | 総延長のうち舗装済の市道の割合 | 52.8%          | 53.1%           |

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分                 | 事業名<br>(施設名)                      | 事業内容                                                                                    | 事業<br>主体     | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|
| 4 交通施設<br>の整備、交<br>通手段の確<br>保 | (1) 市町村道                          |                                                                                         |              |    |
|                               | 道路                                | つづら瀧線整備事業<br>L=3,200m、W=7.5m                                                            | 市            |    |
|                               |                                   | 北沢裏線整備事業<br>L=240m、W=5.0m                                                               | 市            |    |
|                               |                                   | 穴山・南大畑線整備事業<br>L=780m、W=7.5m                                                            | 市            |    |
|                               |                                   | 長根祢宜屋敷線整備事業<br>L=60m、W=3.0m                                                             | 市            |    |
|                               |                                   | 市道舗装補修事業<br>舗装補修                                                                        | 市            |    |
|                               | 橋りょう                              | 橋梁定期点検事業<br>橋長2m以上の橋・コンクリートボ<br>ックスの定期点検                                                | 市            |    |
|                               |                                   | 橋梁維持補修事業<br>橋梁点検結果により早期措置段階とな<br>った橋梁補修                                                 | 市            |    |
|                               | その他                               | 交通安全施設整備事業<br>カーブミラー・ガードレール設置                                                           | 市            |    |
|                               | (3) 林道                            |                                                                                         |              |    |
|                               | (9) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業<br>公共交通 | 林道施設長寿命化事業<br>林道施設（橋梁）の点検・診断・修繕                                                         | 市            |    |
|                               |                                   |                                                                                         |              |    |
|                               |                                   | 住民バス運行事業<br>住民輸送バス運行委託を行い、市民バ<br>スの運行経路外の路線を運行し、町域<br>内の移動手段の確保を図る                      | 市            |    |
|                               |                                   | 市民バス運行事業<br>市民バス運行委託を行い、通院や買い<br>物、通学など、市民の町域外への移動<br>手段の確保を図る                          | 市            |    |
|                               |                                   | デマンド型乗合タクシー運行事業<br>タクシー業者等の運行経費に要する費<br>用及び事務等の運営費を補助し、地域<br>住民の移動手段の確保と地域内の交流<br>を促進する | コミュニ<br>ティ組織 |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                               | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               |              | デマンド型乗合タクシー実証運行事業<br>コミュニティ組織が行うデマンド型乗合タクシー実証運行事業に対し補助を行い、地域住民の移動手段の確保と地域内の交流を促進する | コミュニティ組織 |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

市道の維持管理については、平成26年度から実施している路面性状調査により補修の管理水準を設定し、計画的に予防保全型の管理に取り組み、補修費の平準化とトータルコストの縮減を図りながら、安全・安心な通行を確保するとともに、道路本体の他に標識や道路照明灯などの附属施設が存在しており、これらの施設も老朽化が進行していくことから、継続した点検修繕サイクルを構築し長寿命化を図ります。

橋りょうの維持管理に当たっては、登米市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、各橋りょうの重要性や損傷状況に応じて計画的な修繕を行います。

また、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行う定期点検により、従来の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理による橋りょうの長寿命化、及び維持管理コストの縮減を図るとともに、橋りょうの安全性を確保します。

## 5 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①上水道施設

令和6年度末の過疎地域の水道普及率は99.6%（市内全体99.7%）となっており、水道施設の整備については概ね終了し市民生活及び社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインとなっています。

しかし、人口減少に伴い料金収入が減少していく中で、耐用年数を迎える老朽施設の更新や基幹管路の耐震化が必要になっていることから、将来を見据えた整備が必要となっています。

#### ②下水道施設

本市の下水道施設は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業で整備を行っており、農業集落排水事業は整備が完了しています。

令和6年度末の過疎地域の水洗化率は70.8%となっており、市全体の74.7%より3.9%下回っています。今後も、生活環境の向上と地域の水環境の保全を図っていくため、早期に施設が利用できるよう整備を推進する必要があります。

また、人口減少に伴う使用料収入の減少、管路・ポンプ施設などの維持管理費用の増加、汚水処理施設の老朽化に伴う機器・設備の更新費用の増加などが課題となっています。

#### ③廃棄物処理・循環型社会

本市における公害は、悪臭やごみの不法投棄が多く見られ、環境パトロールの実施や関係機関との連携を図り、指導強化と未然防止に努めています。

また、ごみの排出量については減少傾向にあるものの、循環型社会形成に対する市民の意識を高め、ごみの減量化と資源のリサイクル化を進める必要があります。

#### ④消防・防災

消防防災力強化のため消防団協力事業所の増加推進、消防団員確保に努めてきましたが、人口減少に伴い消防団員が減少し、消防団車両1台に対する団員数の減少及び機動力の低下が危惧されます。

また、既存住宅へ住宅用火災警報器の設置義務化から十数年経過し、電池切れなど不具合の発生が危惧されます。特に、高齢者世帯へ作動点検方法や本体交換に併せて、適正設置の周知を図る必要があります。

さらに、防火水槽の新設を計画的に進めていますが、建設から40年以上経過する防火水槽が多く、老朽化に伴う更新整備が必要となっています。

過疎地域では、人口減少に伴う山林の荒廃が起因する土砂災害や林野火災の危険性が高く、大雨や火災発生の際には大規模な災害となる可能性があります。山林を巡視するなど、山林における災害の早期発見に努めるとともに、防災意識の向上が必要となっています。

また、市内全ての行政区で自主防災組織が結成されましたが、全ての自主防災組織において防災指導員を配置するとともに、災害時における避難所の運営や生活環境の改善、きめ細かな被災者支援など、女性の視点における活動が重要なため、女性防災指導員の配置



率向上を図る必要があります。

## ⑤公営住宅等

本市の公営住宅等の多くは老朽化が進んでおり、過疎地域の市営住宅では棟別、住戸別ともに令和6年度末で7割超が耐用年限を経過し、今後5年では約8割の棟数で耐用年限を経過することになります。

また、人口減少社会の進展など公営住宅等を取り巻く状況も変化しており、少子高齢化社会や多様化するニーズへの対応が必要となっています。

今後も住宅ストックの長寿命化のため、公営住宅等の適切な管理、計画的な修繕を行いながら居住性の向上や安全性の確保に努めるとともに関係機関と連携し、居住支援を図る必要があります。

## (2) その対策

### ①上水道施設



今後の水道施設は、水需要の減少が見込まれる中、将来にわたって市民のライフラインとして安定的に事業を継続できるよう効率的な施設の再構築や再配置を行うことが必要となることから、令和4年度に施設統廃合計画を策定しました。過疎地域においても当該計画を踏まえ、水道施設の更新等を行っていきます。

また、老朽化した基幹管路の耐震化を計画的に進め、災害に強い水道を目指すとともに有収率の向上を図ります。

### ②下水道施設



公共下水道事業について早期の事業完了を目指し、整備を実施します。

また、今後の人口減少の推移を想定し作成した、登米市下水道事業施設統廃合計画に基づいた汚水処理施設の統廃合や、登米市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、より効率的な施設の利用や長寿命化を目的とした修繕・改築に取り組みます。

### ③廃棄物処理・循環型社会



登米市の豊かな自然と美しい環境を維持するため、市内全域の環境パトロールを実施し、ポイ捨てを含む不法投棄物の回収を行いながら不法投棄等の防止を図ります。また、家庭ごみの野焼きの監視や、路上等の所有者が判明しない動物の死骸を収容処理し、安全で快適な住みよい生活環境確保を図ります。

また、市民や事業者、行政の協働の下、ごみ処理の適正化に対する市民意識の向上を図るとともに、4R活動（ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用）などの推進により、ごみの減量化と資源リサイクル強化に取り組みます。

#### ④消防・防災

消防防災力の維持のため消防団員の確保に努め、消防防災施設や資機材の整備・更新を計画的に行います。

また、消防団車両1台当たりの消防団員数を増加するため、現状に即した消防団組織の再編を推進し機動力強化を図ります。

住宅用火災警報器においては、消防団など関係団体と連携を図り、自主防災組織や行政区等の防災訓練の際に適正設置の重要性を広く周知し、普及啓発に努めます。

災害時、初動段階での自助・共助が円滑に行えるように、自主防災組織のリーダーとなる防災指導員の育成に努めるとともに、災害時には女性の視点における活動が重要と捉えているため、女性防災指導員の育成を推進します。

山林火災に対しては、市内森林組合と連携し、早期発見に努めます。近年の局地的な豪雨等の自然災害に対しては、国土強靱化地域計画を策定し砂防ダムの整備や河川改修など国や県の計画との調和を図りながら関係機関に要請するとともに、整備の促進を図ります。

また、登米市雨量監視システムを有効に活用し、降水量から河川の水位予測や土砂災害等の早期発見に努めるとともに、災害が発生する前に、被害を最小限に食い止めるよう、的確な情報伝達による迅速な避難行動や水防活動・消防活動などを実施し、早期の応急・復旧活動を図ります。



#### ⑤公営住宅等

公営住宅等においては、登米市公営住宅等長寿命化計画等に基づき、耐久性や居住性の向上など住宅ストックの長寿命化を推進するとともに、老朽化により政策空き家となっている住宅の解体・集約などを実施します。

また、将来人口の推移を考慮し、公営住宅の需要等を勘案しながら、地域に合った公営住宅の集約の方法を検討します。

#### 【設定する目標】

| 項目                | 説明                            | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|-------------------|-------------------------------|----------------|-----------------|
| 上水道有収率（年間）        | 年間の配水した水のうち、収入の対象となった水の割合     | 79.5%          | 88.2%           |
| 汚水衛生処理率（年間）       | 汚水が衛生的に処理されている人口の割合           | 74.7%          | 78.8%           |
| 住宅用火災警報器適正設置率（年間） | 住宅火災の早期覚知のための住宅用火災警報器の適正設置の割合 | 55.1%          | 85.0%           |

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|---------------------------------------------------------|----------|----|
| 5 生活環境<br>の整備 | (1) 水道施設          |                                                         |          |    |
|               | 上水道               | 水道管路緊急改善事業<br>老朽化による基幹管路の布設替                            | 市        |    |
|               |                   | 重要給水施設配水管整備事業<br>給水優先度の高い管路を耐震管に布設替                     | 市        |    |
|               | (2) 下水処理施設        |                                                         |          |    |
|               | 公共下水道             | 公共下水道施設修繕・改築事業<br>施設長寿命化のための修繕・改築                       | 市        |    |
|               | 農村集落排水施設          | 農業集落排水事業中津山地区機能強化事業<br>処理施設及び中継ポンプの修繕・改修                | 市        |    |
|               | (5) 消防施設          |                                                         |          |    |
|               |                   | 防火水槽整備事業<br>防火水槽整備 40 t 級                               | 市        |    |
|               |                   | 消防用施設（ポンプ庫）整備事業<br>消防用施設整備                              | 市        |    |
|               |                   | 消防団車両等整備事業<br>消防団車両等整備                                  | 市        |    |
|               |                   | 高規格救急自動車整備事業<br>高規格救急自動車整備                              | 市        |    |
|               | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                         |          |    |
|               | 環境                | 環境美化推進事業<br>環境パトロールを実施し、不法投棄の監視及び回収を行い、不法投棄させない景観づくりを図る | 市        |    |
|               | (8) その他           |                                                         |          |    |
|               |                   | 防犯施設整備事業<br>防犯灯の設置                                      | 市        |    |

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

水道施設は、アセットマネジメントの手法により、今後の施設更新需要を求め、更新費用の平準化や更新財源の確保、更新の優先順位等を検討し、計画的な施設の更新及び維持管理を行っていきます。

下水道施設は、市民生活に欠かせない重要なインフラの一つであることから、今後も早期の完成を目指し計画的に整備を進めます。一方、より効率的で持続可能な污水处理施設の管理運営を実現していく必要があることから、適正な施設の維持管理を継続するとともに、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な維持修繕・改築を行い、安定的な機能確保とトータルコストの縮減に努めます。

クリーンセンター、衛生センター及び斎場は、地域社会にとって必要不可欠な施設であり、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ります。なお、衛生センターについては、施設の長寿命化を目的とした大規模改修について検討を行います。

消防施設は、防災拠点施設としての機能と消防力の維持・強化を図る必要があることから、計画的な点検や改修等を行い、老朽化対策を進め維持管理に努めるとともに、老朽化により建替えが必要となった建物については、消防力の維持・強化を図りながら計画的に整備を進めます。

水防センター及び水防倉庫については、災害対応機能を継続的に維持するため定期的な保守点検を実施するとともに、計画的な保全管理に努めライフサイクルコストの削減を図ります。

公営住宅等については、登米市公営住宅等長寿命化計画の活用判定に基づき、計画的な修繕と改善事業の実施により、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図るとともに、建替え等による更新については、将来人口や公営住宅の需要等を踏まえ、登米市都市計画マスタープランのコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に添った、公営住宅の集約等を検討します。

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①子育て環境の確保

若年層を中心とした都市部への人口流出に加え、ライフスタイルやキャリアに関する価値観の多様化が進む中で、近年における未婚化・晩婚化が顕著になり、出生数は減少の一途を辿り、少子化は全国的な課題として一層深刻化しています。

次世代を担う子どもたちは、社会全体の希望であり、未来を創造する原動力です。子どもを安心して産み育て、誰もが子育てに喜びを感じられる環境の実現は、地域社会全体が連携して取り組むべき、喫緊かつ最重要の課題の一つです。

こどもの健やかな成長は、地域の最大の資源である「人」を育む基盤となり、こどもの成長と子育てを支援することは、未来への継続的な投資でもあります。

このため、親の経済状況や幼少期の生育環境によって格差が生じることのないよう、こどもの最善の利益を常に優先し、幼児期の教育・保育のさらなる充実を図り、全てのこどもの成長が公平かつ確実に保障されるよう、多角的な視点から取り組まなければなりません。

しかしながら、雇用基盤の変化、核家族化の進行、そして地域内における関係性の希薄化などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭が少なくないことから、子育て世帯に寄り添い、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を提供できる環境の整備が求められています。

#### ②高齢者・障がい者の保健及び福祉

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進展しており、過疎地域では令和2年国勢調査において、3人に1人以上が高齢者という状況であるため、高齢者の健康づくりや在宅生活を支える支援が一層重要視されています。

こうした状況の中、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会を実現するため、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加し、地域全体で共に支え合う体制づくりの必要性が高まっています。

また、障がい者福祉については、高齢化や多様化、親亡き後を見据えた、ライフステージを通じた支援が必要とされています。

#### ③健康づくりの推進

本市の健康寿命は、県平均と比較して低い状況にあり、今後も継続して健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

また、脳血管疾患や心疾患で死亡する人の割合が、男女ともに全国の値と比較して高く、生活習慣病などのリスクが高まる肥満の割合が大人・子どもともに高いなどの健康課題がある中で、健診結果に基づく、特定保健指導の実施率が低いことや要医療該当者が未受診であることなどの現状があり今後も継続して生活習慣病の改善に取り組む必要があります。

今後、さらに進展する超高齢社会を見据え、幼児期からの生活習慣病予防対策を進めるとともに、若年層の健康意識の向上を図り、生涯にわたり自主的に健康づくりに取り組み

る環境を整えるなど、超高齢社会であっても健康を維持し、お互いに支え合える環境づくりが求められています。

## (2) その対策

### ①子育て環境の確保



結婚・妊娠・出産・育児の各ステージにおいて、切れ目のない支援を提供し、次世代を担う子どもたちが安心して生まれ育ち、健やかに成長できる環境の整備に取り組みます。

また、全ての子どもが親の経済状況や生育環境に左右されることなく、質の高い幼児期の教育・保育を受けられるよう、その総合的な提供体制を整備します。

多様なニーズに対応した地域の子育て支援サービスを充実させ、地域全体で子育て世帯を支える体制を構築し、子育てしやすい環境の実現を目指します。

共働き世帯の子どもたちが放課後を安全かつ健やかに過ごし、仲間との交流や遊びを通じて社会性や自主性を育める環境の整備に取り組みます。

### ②高齢者・障がい者の保健及び福祉



住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのために、全ての高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、地域との関わり等を通じた生きがいづくりが必要です。そのための身近な支援者として「介護予防」を推進するリーダー「元気応援コンシェルジュ」を育成するとともに、介護予防リーダーやボランティアが地域で活躍できるよう環境整備を行います。また、高齢者がいくつになってもいきいきと自分らしく生活できるよう、介護予防事業を通じて、食事や運動などの生活習慣の改善を中心とした自主的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

さらに、栄養バランスに配慮した食事の提供や、緊急事態に対応するための体制整備などにより、安心して在宅生活を継続できるよう支援するとともに、孤立感の解消や生きがいづくりのための社会参加を推進します。

障がい者が地域社会の中で、自分らしく笑顔で暮らしていけるよう、福祉サービスや生活の場の充実を図るとともに、地域全体で支える体制づくりを支援します。

### ③健康づくりの推進



生活習慣や社会環境の改善を通じ、健康寿命の延伸を目指すとともに、市民一人一人が生きがいを持ちライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できるよう、地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

また、市民・地域・団体・企業との協働により、健康なまちづくり及び食育を推進します。

### 【設定する目標】

| 項目                      | 説明                                                               | 現況<br>(R 6 年度)     | 目標<br>(R 12年度)     |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 放課後児童クラブ待機児童数（年間）       | 放課後、土曜日及び長期休業に児童クラブを利用する留守家庭等の小学生の待機児童数                          | 12人                | 0人                 |
| シルバー人材センター会員数（年間）       | 登米市シルバー人材センターの会員数                                                | 301人               | 320人               |
| 運動習慣のある人の割合（40～64歳）（年間） | 1回30分・週に2回以上の運動を1年以上継続している人の割合                                   | 男 35.6%<br>女 25.1% | 男 42.7%<br>女 32.2% |
| 国保特定保健指導実施率（年間）         | 特定健康診査受診により動機付け支援・積極的支援の対象とされた者のうち、動機付け支援・積極的支援の指導プログラムを実施した者の割合 | 12.0%              | 22.0%              |

### （３）計画

| 持続的発展<br>施策区分                         | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                              | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 6 子育て環境の確保、<br>高齢者等の<br>保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 認定こども園        |                                                                   |          |    |
|                                       |                   | (仮称) 米山認定こども園施設整備事業<br>施設整備                                       | 市        |    |
|                                       | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                   |          |    |
|                                       | 児童福祉              | 放課後児童健全育成事業<br>小学校の授業終業後等に余裕教室等で、放課後児童クラブを運営し、こどもの健全育成を図る         | 市        |    |
|                                       |                   | 延長保育事業補助金<br>開所時間を超えた保育を行う事業者に対し補助を行い、児童世帯の就労形態の多様化等に対応する         | 市        |    |
|                                       |                   | ファミリー・サポート・センター事業<br>子育ての相互援助を組織化し、地域ぐるみで支援を行うことで、安定した子育て環境の醸成を図る | 市        |    |
|                                       |                   | 誕生祝金支給事業<br>出生児を対象に祝い金の交付を行い、世帯の経済的負担の軽減を図り、出生率向上に結び付ける           | 市        |    |
|                                       |                   | 地域子育て支援拠点事業<br>子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を図る      | 市        |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 高齢者・障<br>害者福祉 | 地域子育て支援拠点事業補助金<br>事業を実施する民間事業者に対し補助<br>を行い、育児支援の充実を図る                  | 市        |    |
|               |               | ひとり暮らし老人等緊急通報システム整備事業<br>緊急通報システムを貸与し、日常生活<br>上での安全確保と精神的不安を解消す<br>る   | 市        |    |
|               |               | 老人クラブ補助金交付事業<br>活動費に対する助成を行い、高齢者の<br>生きがいをづくりや社会参加を推進する                | 市        |    |
|               |               | 配食サービス事業<br>調理が困難な独居高齢者等に対し、食<br>事を配達し、食を通じた健康維持と安<br>否確認を行う           | 市        |    |
|               |               | 敬老行事補助金交付事業<br>敬老会等の開催に要する経費の一部を<br>補助し、敬老行事の地域密着を目指す                  | 市        |    |
|               | 健康づくり         | 障害者地域活動支援センター事業<br>障がい者の社会復帰のための活動支援<br>を行い、自立した日常生活や社会生活<br>を営むことを目指す | 市        |    |
|               |               | 成人検診事業<br>各種がん検診等を実施し、疾病の早期<br>発見・早期治療・生活習慣病予防や介<br>護予防に努める            | 市        |    |
|               |               | 予防接種事業<br>予防接種を実施し、感染症の発生まん<br>延、重症化を防ぐ                                | 市        |    |



#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子ども・子育て支援法に基づき策定した第三期登米市子ども・子育て支援事業計画では、幼保連携型認定こども園の設置を推進しています。民営化が可能な地域では、公立幼稚園・保育所の統廃合と併せて、認定こども園の設置・運営に民間活力の導入を図り、民営化を推進します。

児童館については、令和3年10月に策定した登米市児童館等整備基本方針に基づき、小学校再編と併せて児童活動センターの整備を進めます。小学校再編整備までの間の既存施設については、必要な修繕を行い、施設の長寿命化を図ることとし、放課後児童クラブ等を実施しなくなった児童館と児童活動センターについては、その時点の現状を踏まえ方向性を検討することとします。

高齢福祉施設は、老朽化が進んでいる施設もあることから、計画的な点検や修繕、改修等を行い、施設の機能維持を図るとともに、今後の施設の在り方について検討を行います。

障害者地域活動支援センターは、効率的な運営を図るため施設機能の統廃合を進めるとともに、現在の直営での管理運営体制から、民間のノウハウを活用した管理運営委託等の導入を検討する必要があります。

保健センターには、常時職員が配置されておらず、健診（検診）等の会場として活用されていることから、保健等の機能を維持しながら、市民の健康増進の拠点施設としての在り方について検討します。

児童遊園は、適切な維持管理、遊具施設の修繕等を行っていくため、定期的な点検を実施しながら最も効率的かつ効果的な管理方法等を地元住民と協議し対応を行います。

## 7 医療の確保

### (1) 現況と問題点

過疎地域では市立病院1カ所、民間の病院が1カ所、診療所7カ所と歯科診療所6カ所により診療が行われています。

登米市病院事業は、登米市民病院に一般急性期医療を集約し、米谷病院・豊里病院では、回復期医療・慢性期医療を担う病院として役割を明確化しています。

過疎地域にある米谷病院は、高齢化の進展に伴い、長期療養が必要な患者が増えることが予測され、地域で不足する療養病床確保のため、平成31年2月から新病院での診療を開始し、現在4つの診療科を設置し、地域におけるかかりつけ医として、また、福祉・介護施設等の後方支援医療機関としての役割を担いつつ、在宅医療への積極的な取組を図っています。

今後も本市病院事業は、市民の安全・安心を担う地域医療の拠点として継続して良質な医療を提供していく必要があり、その担い手となる医師・看護師の人材の確保が課題となっています。

また、本市病院事業において医療機器等の多くが耐用年数を超過しており、安定した医療を提供していくためには、医療機器・器械備品の計画的な整備も課題となっています。



### (2) その対策

本市病院事業では、登米市民病院は地域の中核的な病院として一般急性期医療と二次救急を担い、回復期医療及び慢性期医療については、米谷病院と豊里病院に分担しており、今後も3病院の連携を強化していきます。

さらに、米谷病院では、地域に密着した医療サービスの向上に努め、入院から在宅までの一貫した医療提供を行うことで、地域包括ケア体制の強化を図っていきます。

また、安定した医療を継続的に提供するための人材確保策として医学生奨学金等貸付事業を継続するとともに、東北地域医療支援修学資金事業に参画し、医師・看護師等の人材確保に努めていきます。

さらに、病院機能の充実や施設における予防保全型の維持管理に努めるとともに、耐用年数など更新時期を考慮した医療機器・器械備品の計画的な整備・更新に努め、質の高い医療を提供していきます。

#### 【設定する目標】

| 項目            | 説明              | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 初期研修医の受入数（年間） | 各年度で受入れする初期研修医数 | 6人             | 6人              |

### (3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                                                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 7 医療の確保       | (1) 診療施設          |                                                                                         |          |    |
|               | 病院                | 病院事業医療機器等整備事業<br>病院等の役割に応じた医療機器・器械備品等の整備、老朽化に伴う更新、高度医療に対応した医療機器等の整備を行い、安全・安心な医療提供体制を整える | 市        |    |
|               |                   | 米谷病院改修事業<br>施設・設備の長寿命化を図るため、定期的な点検・診断を実施し、計画的な予防保全型の維持管理に努める                            | 市        |    |
|               | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 |                                                                                         |          |    |
|               | その他               | 医学生奨学金等貸付事業<br>将来、医師又は看護師として、登米市立病院等に勤務してもらうため、修学等に必要な資金を貸付し、医師及び看護師の確保を図る              | 市        |    |
|               |                   | 東北地域医療支援修学資金事業<br>東北地域医療支援機構の事業に参画し、卒後医師の登米市立病院への受け入れを行う                                | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

病院施設については、法令等に基づく定期点検及び委託による設備等の保守点検に基づき、点検・診断・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、逐次、劣化・損傷の状況を把握するとともに、施設全体について実施時期やコスト縮減の可能性、長寿命化の効果などの必要な項目を明らかにしながら一元的に管理が可能となるように各部署間での情報共有を図ります。

また、病院機能の充実を図り、経営改善に関する計画と連動させながら、予防保全型維持管理の考え方を前提とした施設管理計画を策定します。

## 8 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①学校教育

本市の過疎地域には、市立小学校7校、市立中学校5校、県立高校が1校設置されており、確かな学力の定着や豊かな社会性の育成等を目指し、地域の特性を活かしながら、安全で信頼される学校づくりを推進しています。

幼児期は、遊びを中心とした集団生活の中から基本的な生活習慣を身に付けることが重要であり、保護者の多様な就労状況等を考慮し、教育と子育て支援の両面から総合的な保育事業の実施が求められます。

義務教育では、学習指導要領に基づき、各学校が特色ある学校づくりができるよう教育課程の編成に取り組んでいます。近年、少子高齢化や社会情勢の変化から、人間形成の基礎を培う学校教育の充実が一層重要視されていることから、豊かな人間性を育む教育や学校と家庭・地域社会との連携を強化していくことが求められます。

また、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が課題となっており、この傾向は今後も続くことが予想されています。このことから、学校施設の適正規模・適正配置や老朽化への対応等を推進し、教育・学習環境の充実を図る必要があります。

さらに、教育のICT化を推進し、望ましい教育環境の充実を図る必要があります。

#### ②社会教育

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生涯学習事業への参加者数は一時大幅に減少したものの、5類移行後は回復傾向にあります。一方で少子高齢化、ニーズの多様化等により参加者の固定化や事業の定型化等の課題があります。

また、高度情報社会の情勢下で、こどもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化していることから、地域の教育力を高めるため社会教育の充実が求められています。

さらに、社会教育施設を安全・安心に利用できるよう、適正管理と長寿命化に向け計画的な修繕が必要です。

#### ③社会体育

スポーツ活動は、自身の健康づくりのほか、地域でのコミュニティづくりにも寄与するものですが、スポーツをする人とならない人の二極化傾向にあり、また、少子化、人口減少、スポーツの多様化などにより、スポーツ少年団や中学校部活動の団体競技ではチーム編成が困難となっているなど、スポーツに関する意識・環境が大きく変化しています。

部活動地域移行、スポーツ少年団や総合型スポーツクラブの組織の在り方の検討と併せ、各学校や地域の実情に見合った体制づくりを行う必要があります。

また、スポーツ活動の拠点となる体育施設については、経年劣化、老朽化等により修繕箇所が増加しており、施設利用者が安全・安心に活動できるよう適正管理と長寿命化に向け、計画的な修繕、改修が必要です。

## (2) その対策



### ①学校教育

幼児期における豊かな心の育成と基本的生活習慣を身に付けるため、教育と保育を一体的に行う認定こども園と連携しながら、質の高い教育・保育を総合的に提供し、幼児教育の充実を図ります。

学校教育では、児童生徒が命を大切に作る心を持ち、たくましく社会を生き抜いていくため、主体的に学ぶ力と自立する力、豊かな人間性や社会性を育成し、心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。

また、信頼され魅力ある教育環境をつくるため、小中学校のコミュニティ・スクールの充実を図り、家庭・地域・学校が協働してこどもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

さらに、教育・学習環境の充実を図るため、ICT環境の整備と活用を推進するとともに、適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置に取り組み、統合校などの改築、改修による長寿命化及び老朽化した施設の修繕等に取り組みます。



### ②社会教育

社会教育については、それぞれの世代や地域のニーズに即した学習機会の提供と、地域活動に参加する機会の拡大を支援します。

特に青少年健全育成については、地域ぐるみでこどもたちを育成するため、家庭・地域・学校の連携により、地域での体験学習や住民との交流事業が実施されるよう、学校支援ボランティアの活動を支援します。

また、社会教育施設については、利用者の利便性を図るため環境整備に努めます。



### ③社会体育

過疎地域内でのスポーツ活動始めるきっかけや習慣化するよう、市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組み、体力・運動能力の向上、地域コミュニティが円滑に形成されるようスポーツ団体等と連携し、スポーツ活動機会の拡大を支援します。

部活動地域移行についても、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体と連携し、地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、引き続きクラブの活動を支援します。

体育施設については、競技力の向上や生涯スポーツの振興に向けた利用者の利便性の向上に努めます。

【設定する目標】

| 項目                   | 説明                                 | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12年度) |
|----------------------|------------------------------------|----------------|----------------|
| 分かりやすい授業の展開度<br>(年間) | 全校生徒へのアンケート結果で、「良く分かる・分かる」の割合      | 94.4%          | 96.0%          |
| スポーツ少年団加入率（年間）       | 日常的な運動の習慣化につながる小中学生の各種スポーツ少年団への加入率 | 33.5%          | 33.5%          |

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容                                                                                 | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 8 教育の振<br>興   | (3) 集会施設、<br>体育施設等        |                                                                                      |          |    |
|               | 公民館                       | 米谷公民館改修・修繕事業<br>施設改修・修繕                                                              | 市        |    |
|               | (4) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |                                                                                      |          |    |
|               | 義務教育                      | コミュニティ・スクール推進事業<br>地域の人々と目標を共有した上で、地<br>域・学校が一体となつてこどもたちを<br>育む「地域とともにある学校」を目指<br>す  | 市        |    |
|               |                           | 小中学校等再編整備事業（登米市学校再<br>編準備委員会）<br>登米市学校再編準備委員会を設置し、<br>学校再編の取組を進める                    | 市        |    |
|               |                           | 小中学校等再編整備事業（登米市開校準<br>備委員会）<br>登米市開校準備委員会を設置し、再編<br>新校への円滑な移行や統合後の具体的<br>な学校運営等を検討する | 市        |    |
|               |                           | 小中学校等再編整備事業（再編新校の劣<br>化診断等調査事業）<br>再編新校舎としての活用が見込まれた<br>校舎の劣化状況等を確認し、安全性を<br>確保する    | 市        |    |
|               |                           | 小中学校等再編整備事業（再編新校等準<br>備事業）<br>各式典の円滑な実施及び再編新校の学<br>校運営に必要とする資材整備を支援す<br>る            | 市        |    |
|               |                           | 標準学力調査事業<br>標準学力調査の実施及び分析を行い、<br>更なる学力向上を目指す                                         | 市        |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容                                                                               | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 生涯学習・<br>スポーツ<br><br>その他 | 居心地のよい学級づくり支援事業<br>児童生徒の学級生活に関するアンケートの実施及び分析を行い、学力向上につなげる                          | 市        |    |
|               |                          | キャリアセミナー推進事業<br>社会人を講師として学校に招き、仕事に対する想いや人生観について学ぶ機会を提供する                           | 市        |    |
|               |                          | 総合型地域スポーツクラブ育成事業<br>総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、地域住民の健康増進と体力の向上、健康寿命の延伸を図る                 | 市        |    |
|               |                          | 放課後子ども教室事業<br>放課後に学校教室等を活用して学習や文化活動、交流活動を実施し、こども達の安全・安心な活動と地域住民との交流活動を図る           | 市        |    |
|               |                          | 学校・地域教育力向上対策事業<br>地区コーディネーターを配置し、地域住民による登下校時の見守り等、学校と地域が連携し、心豊かで健全なこどもを育てるための支援を行う | 市        |    |
|               | (5) その他                  | 外国語指導助手配置事業<br>外国語指導助手を招へいし、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図る                              | 市        |    |
|               |                          |                                                                                    |          |    |
|               |                          | 教育用コンピュータ更新事業<br>教育用コンピュータ更新及びサーバー設置                                               | 市        |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

登米市立小中学校再編基本方針及び登米市立小中学校等再編構想に基づき、再編対象となる学校の保護者、地域住民の理解を得ながら学校再編を推進します。

学校は、地域のシンボルであり中核的な施設であることから、地域のコミュニティ活動の拠点施設としての機能と避難所機能を強化した防災拠点として整備を進めます。

学校給食センターは、学校再編等を見据えるとともに、安全・安心な給食を提供するため、施設の再編整備を進め、さらに、より低コスト化を図りながら、効果的な運営方法等を検討します。

幼稚園については、多くの施設で老朽化が進んでおり、登米市子ども・子育て支援事業計画において、認定こども園の設置を推進することとしています。サービスの質や行政責任の確保等を検証しながら、公立幼稚園・保育所の統廃合と併せた認定こども園の設置・運営に民間活力の導入を図り、民営化を推進します。

公民館等は、安全・安心な施設サービスの提供を目指し、計画的な修繕により機能維持を図ることを基本として、施設利用者の安全確保を図りながら施設の管理運営に努め、公民館等を管理する地域コミュニティ団体に対する支援体制を充実させます。

集会施設は、市民主体の有効な利用を目的とした管理運営や公平性確保の観点から、集会施設適正化推進計画に基づき集会施設の譲与等を推進します。

また、機能が類似している施設については機能分担を明確にし、それぞれの機能に応じた管理運営を行います。施設の老朽化が著しい施設については、施設の設置目的や利用状況を勘案し、施設の在り方について検討します。

図書館に関しては、施設の規模や設備が脆弱であり老朽化が進んでいることから、施設の統廃合を含め、図書館が設置されていない町域も含めた全市的な図書館サービスが提供できる体制の構築を検討します。

健康づくりやスポーツ交流等の拠点となるスポーツ施設の適正な配置と効率的な管理運営が求められることから、今後のスポーツ施設の在り方について検討を進めるとともに、計画的な修繕により機能維持を図ることを基本に安全・安心な施設サービスの提供を目指し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「スポーツ交流」等、多角的な効果が期待できる、スポーツ活動の充実に向けた環境づくりに努めます。



## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

令和5年度に、登米市内の18歳以上の市民5,000人を対象として実施したまちづくり市民意向調査では、「今後も現住地に住み続けたい」と答えた人が全体の68.1%を占める結果となったものの、約15.2%の人が「現住地から市内外へ移りたい」との回答がありました。

また、「登米市の強み(誇れるもの)」の項目では、「地域コミュニティなど市民活動が活発である」と答えた人が5.1%にとどまり、地域活動に苦慮し、後継者不足に不安を抱いている人も数多くいることが明らかとなりました。

過疎地域の集落では、人口減少や高齢化の進展により、集落行事の縮小や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加、里山の荒廃、商店の廃業に伴う空き店舗の増加など、地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。

これらを踏まえ、各集落では、地域ごとの特徴を活かした施策を行うとともに、豊かな自然や古くからの歴史や文化の資源を有効に活用し、集落の主体的・自発的な取組への意識の醸成を図ることによって、集落の維持・活性化に取り組む必要があります。



### (2) その対策

各コミュニティ組織において、市民が自ら地域を点検して課題や地域資源を見だし、共通認識を持って将来に向けた話し合いを行い、地域の特色を活かした魅力ある地域づくり活動を実践します。

また、協働による登米市の持続的な発展に向けて、各コミュニティ組織における地域づくり計画に基づく活動を推進・実践するとともに、多様な主体と行政のパートナーシップにより、相互理解を深めながら協働によるまちづくりの展開に努めます。

#### 【設定する目標】

| 項目                  | 説明                            | 現況<br>(R6年度) | 目標<br>(R12年度) |
|---------------------|-------------------------------|--------------|---------------|
| 地域課題に対する取組率<br>(年間) | 地域課題に対し、地域住民で取り組んでいると感じる市民の割合 | 25.8%        | 32.9%         |

(3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容                                                                | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 9 集落の整備       | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>集落整備 |                                                                     |          |    |
|               |                           | 未来のまちづくり支援事業<br>人的又は財政的及び拠点整備支援を行い、協働による登米市の持続的な発展を目指す              | 市        |    |
|               |                           | 中山間地域等直接支払交付金事業<br>農業生産条件不利の補正のため共同管理協定締結集落に対して支援を行い、耕作放棄地の発生防止等を図る | 市        |    |
|               |                           | 多面的機能支払交付金事業<br>地域ぐるみでの農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための地域共同活動等に対する支援を行う | 市        |    |

## 10 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本市には、指定文化財や埋蔵文化財包蔵地が数多く存在しており、地域に伝わる伝統芸能等も数多く継承されています。

これまで保存・継承されてきた多くの文化財や伝統芸能等は、これからも後世に伝えるため引き続き保護・保存を行うとともに、地域資源として活用・継承していくことが必要です。



### (2) その対策

文化施設の計画的な維持修繕と効率的な施設の運営に取り組むとともに、本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐため、文化財指定施設の環境整備を推進し文化財等の適切な管理・保存に取り組みます。

また、先人の功績を次世代に伝え残していくため、広く情報を発信し学習できる機会の拡充を図り、関係団体と連携しながら文化財の保存と活用に取り組みます。

#### 【設定する目標】

| 項目                   | 説明                  | 現況<br>(R 6 年度) | 目標<br>(R 12 年度) |
|----------------------|---------------------|----------------|-----------------|
| 指定文化財保持団体等の活動回数 (年間) | 指定無形民俗文化財保持団体等の活動回数 | 188回           | 197回            |

### (3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分   | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容                                                                 | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 10 地域文化<br>の振興等 | (1) 地域文化振<br>興施設等         |                                                                      |          |    |
|                 | 地域文化振<br>興施設              | とよま街なみ環境整備事業<br>とよま街なみ環境整備                                           | 市        |    |
|                 | (2) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |                                                                      |          |    |
|                 | 地域文化振<br>興                | 観光・地域交流イベント補助金<br>市内の地域イベント等への活動費補助<br>を行い、地域市民の活力向上及び観光<br>客の誘客等を図る | 市        |    |
|                 |                           | 文化財保護補助金<br>文化財保存団体、文化財保護修理等<br>に対して助成を行い、地域の伝統文化と<br>貴重な建造物等を保護する   | 市        |    |
|                 |                           | 地域伝承文化振興事業<br>地域伝承文化の保存・伝承、情報発信<br>等のための事業を実施し、担い手等の<br>育成等を推進する     | 市        |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

文化施設は、専門的な設備を備えた文化芸術施設であり、芸術文化の振興と市民の文化的生活の向上を図るため、施設の機能を有効に活用し、指定管理者制度による効率的な施設の管理運営を継続します。

文化財指定施設については、有形文化財として後世に残すため、計画的な修繕を行うとともに、指定管理者制度を継続した更なるサービスの向上に努めます。

## 11 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化が深刻化し、本市はもとより世界中で2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガス排出量削減の取組の必要性が高くなっています。

温室効果ガス排出量削減のためには、化石燃料の消費を減らしていかなければならず、電力をはじめエネルギー転換を進めていくことも重要となります。

そのため、省エネ等による消費エネルギー削減とともに、代替エネルギーとして、温室効果ガス削減につながる再生可能エネルギーの利用を推進する必要があります。



### (2) その対策

第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、太陽光発電と木質バイオマス熱利用の導入を推進します。

太陽光発電については、県と連携した共同購入を促進し、木質バイオマス熱利用については、市民や事業者の木質バイオマス燃焼機器導入の取組を支援します。

また、発電出力が10kW以上となる再生可能エネルギー発電設備の設置については、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、住民の理解を踏まえた適切な導入を図っていきます。

#### 【設定する目標】

| 項目                   | 説明                                                               | 現況<br>(R 6年度) | 目標<br>(R 12年度) |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|---------------|----------------|
| 木質バイオマス燃焼機器設置件数 (年間) | 市の地域特性を生かした再生可能エネルギーである木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・薪を燃料としたストーブ・ボイラー) の設置件数 | 2件            | 8件             |

### (3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分                  | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容                                                                    | 事業<br>主体 | 備考 |
|--------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 11 再生可能<br>エネルギー<br>の利用の推<br>進 | (2) 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |                                                                         |          |    |
|                                | 再生可能エ<br>ネルギー利<br>用       | 再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金<br>木質バイオマス燃焼機器の設置費用の一部を補助し、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を推進する | 市        |    |

## 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

過疎地域は、昭和45年の過疎地域緊急措置法の施行以来、産業の振興、基幹道路の整備、生活関連施設の整備、教育の振興などを中心に事業を進めてきました。

本市では、平成24年3月に登米市まちづくり基本条例を制定し、協働による登米市の持続的な発展を推進しています。

過疎地域では、少子化等による人口減少や若年層を中心とした人口流出が進むことにより、自治組織の運営が困難となっている集落があり、地域を次の世代に引く継ぐためには、市民や市民活動団体、コミュニティ組織等の参加・参画の下、まちづくりを進めていく必要があります。



### (2) その対策

「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えの下、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組む団体等に対する支援を推進するとともに、多様な主体と協働によるまちづくりを持続し、さらに発展させていくような取組を行います。

### (3) 計画

| 持続的発展<br>施策区分                      | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                      | 事業<br>主体 | 備考 |
|------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 12 その他地<br>域の持続的<br>発展に関し<br>必要な事項 | その他                   |                                                                           |          |    |
|                                    |                       | 公共施設複合化整備事業（米山地区）<br>総合支所や公民館などの地域拠点整備                                    | 市        |    |
|                                    | 過疎地域持<br>続的発展特<br>別事業 |                                                                           |          |    |
|                                    |                       | 協働のまちづくり事業<br>行政と市民が協働で実施する事業や市<br>民活動団体が地域活性化に向けた取組<br>を行う経費に対して補助し、支援する | 市        |    |

### (4) 公共施設等総管理計画等との整合

本庁舎と総合支所は、行政サービスの中核施設であり、まちづくりや災害時の防災拠点として位置付けされていることから、耐震性や安全性を確保することが必要となっています。

法令で定められた定期点検や設備等の保守点検のほか、予防保全型の維持管理を行い、時代の変化に対応した効率的な行政サービスを提供できる機能を持つ本庁舎・総合支所の在り方について検討を進めます。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展<br>施策区分         | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                         | 事業<br>主体 | 備考                                         |
|-----------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 移住・定住        | 空き家改修事業<br>空き家情報バンクに登録された空き家の改修に要する経費への補助を行い、移住・定住を促進する                      | 市        | 各種施策については、地域の持続的発展に資するものであり、効果は将来に及ぶものである。 |
|                       |              | 住まいサポート事業<br>移住者に対する住宅の新築又は購入費用の補助を行い、移住人口を創出する                              | 市        |                                            |
|                       | 地域間交流        | 国内交流事業<br>在仙、在京町人会や姉妹都市協定を結んでいる富山県入善町との交流事業を行い、人材・企業誘致・定住などの情報取得等により市の発展に繋げる | 市        |                                            |
|                       |              | カップハーフマラソン大会運営事業<br>大会運営の委託経費であり、参加者、地域との交流により、本市へのスポーツツーリズムやにぎわいの創出に寄与する    | 市        |                                            |
| 2 産業の振興               | 第1次産業        | 畜産総合振興対策事業補助金<br>畜産物の優良種畜の導入等に対し補助し、畜産農家の経営の安定と農業所得の向上を図る                    | 市        |                                            |
|                       |              | 市有林管理事業<br>市有林森林経営計画に基づいた植林・下刈・除伐・間伐等を行い、適正な森林の整備と経営管理に努める                   | 市        |                                            |
|                       |              | みやぎの豊かな森林づくり支援事業<br>私有林の間伐の実施、簡易作業道の開設への支援を行い適正な森林整備を推進する                    | 市        |                                            |
|                       |              | 鳥獣被害対策事業<br>鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を実施し、鳥獣が原因となる収穫農産物の減量、品質低下等を防ぎ農業収益の向上を図る      | 市        |                                            |
|                       |              | 魅せる登米材活用促進事業<br>市内産材を使用した木造在来工法の住宅の新築及び増築への助成を行い、木材の需要拡大を推進する                | 市        |                                            |
|                       |              | 林業担い手育成事業<br>研修会等の実施に対する補助を行い、林業の担い手の確保・育成を図る                                | 市        |                                            |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                                                                | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 商工業<br>6次産業化 | 市民参加の新たな森林づくり事業<br>再造林や拡大造林、広葉樹・針葉樹の<br>植栽を行い、森林機能強化及び環境意<br>識の向上に努める                                               | 市        |    |
|               |              | 市有林における森林吸収 J－V E R プロ<br>ジェクト推進事業<br>J－V E Rとして認証する制度を活用<br>し、森林整備に貢献したい企業等に二<br>酸化炭素吸収量を販売し、今後継続し<br>て市有林の健全育成を図る | 市        |    |
|               |              | 森林病虫害防除事業<br>松くい虫被害木調査及び伐倒駆除、樹<br>幹注入・地上防除・樹種転換等の予防<br>措置を行い、被害の拡大防止に努める                                            | 市        |    |
|               |              | 市有林森林認証取得事業<br>市有林の F S C 森林認証 F M 認証の取<br>得に取り組み、持続可能な森林経営に<br>つなげる                                                | 市        |    |
|               |              | 森林認証取得支援事業<br>C O C 認証を新規取得及び継続する費<br>用を支援し、森林認証材及び森林認証<br>製品の販路拡大による市内産木材の需<br>要拡大を図る                              | 市        |    |
|               |              | 森林経営管理事業<br>経営管理意向調査等を実施し、経営管<br>理権集積計画を作成し、林業の成長産<br>業化と森林の適正な管理の両立を図る                                             | 市        |    |
|               |              | 中小企業振興資金保証料補給金<br>事業者が融資を受ける際の信用保証料<br>を市が負担し、中小企業の負担軽減を<br>図り、経営の安定を支援する                                           | 市        |    |
|               |              | 中小企業振興資金利子補給金<br>融資を受けた事業者が金融機関に対し<br>て支払った利子額の一部を市が補給<br>し、中小企業の負担軽減を図り、経営<br>の安定を支援する                             | 市        |    |
|               |              | 木工芸担い手育成支援事業<br>木工職人の担い手育成及び木工芸品の<br>P R、新商品開発等を図り、林業振興<br>の活性化を図る                                                  | 市        |    |



| 持続的発展<br>施策区分                                     | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                               | 事業<br>主体     | 備考 |
|---------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----|
| 4 交通施設<br>の整備、交<br>通手段の確<br>保                     | 公共交通         | 住民バス運行事業<br>住民輸送バス運行委託を行い、市民バスの運行経路外の路線を運行し、町域内の移動手段の確保を図る                         | 市            |    |
|                                                   |              | 市民バス運行事業<br>市民バス運行委託を行い、通院や買い物、通学など、市民の町域外への移動手段の確保を図る                             | 市            |    |
|                                                   |              | デマンド型乗合タクシー運行事業<br>タクシー業者等の運行経費に要する費用及び事務等の運営費を補助し、地域住民の移動手段の確保と地域内の交流を促進する        | コミュニ<br>ティ組織 |    |
|                                                   |              | デマンド型乗合タクシー実証運行事業<br>コミュニティ組織が行うデマンド型乗合タクシー実証運行事業に対し補助を行い、地域住民の移動手段の確保と地域内の交流を促進する | コミュニ<br>ティ組織 |    |
| 5 生活環境<br>の整備                                     | 環境           | 環境美化推進事業<br>環境パトロールを実施し、不法投棄の監視及び回収を行い、不法投棄させない景観づくりを図る                            | 市            |    |
| 6 子育て環<br>境の確保、<br>高齢者等の<br>保健及び福<br>祉の向上及<br>び増進 | 児童福祉         | 放課後児童健全育成事業<br>小学校の授業終業後等に余裕教室等で、放課後児童クラブを運営し、こどもの健全育成を図る                          | 市            |    |
|                                                   |              | 延長保育事業補助金<br>開所時間を超えた保育を行う事業者に対し補助を行い、児童世帯の就労形態の多様化等に対応する                          | 市            |    |
|                                                   |              | ファミリー・サポート・センター事業<br>子育ての相互援助を組織化し、地域ぐるみで支援を行うことで、安定した子育て環境の醸成を図る                  | 市            |    |
|                                                   |              | 誕生祝金支給事業<br>出生児を対象に祝い金の交付を行い、世帯の経済的負担の軽減を図り、出生率向上に結び付ける                            | 市            |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                   | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
|               | 高齢者・障<br>害者福祉 | 地域子育て支援拠点事業<br>子育てについての相談、情報提供、助<br>言等の援助を行い、地域の子育て家庭<br>に対する育児支援を図る                   | 市        |    |
|               |               | 地域子育て支援拠点事業補助金<br>事業を実施する民間事業者に対し補助<br>を行い、育児支援の充実を図る                                  | 市        |    |
|               |               | ひとりぐらし老人等緊急通報システム整<br>備事業<br>緊急通報システムを貸与し、日常生活<br>上での安全確保と精神的不安を解消す<br>る               | 市        |    |
|               |               | 老人クラブ補助金交付事業<br>活動費に対する助成を行い、高齢者の<br>生きがいつくりや社会参加を推進する                                 | 市        |    |
|               |               | 配食サービス事業<br>調理が困難な独居高齢者等に対し、食<br>事を配達し、食を通じた健康維持と安<br>否確認を行う                           | 市        |    |
|               | 健康づくり         | 敬老行事補助金交付事業<br>敬老会等の開催に要する経費の一部を<br>補助し、敬老行事の地域密着を目指す                                  | 市        |    |
|               |               | 障害者地域活動支援センター事業<br>障がい者の社会復帰のための活動支援<br>を行い、自立した日常生活や社会生活<br>を営むことを目指す                 | 市        |    |
|               |               | 成人検診事業<br>各種がん検診等を実施し、疾病の早期<br>発見・早期治療・生活習慣病予防や介<br>護予防に努める                            | 市        |    |
|               |               | 予防接種事業<br>予防接種を実施し、感染症の発生萬<br>延、重症化を防ぐ                                                 | 市        |    |
|               | 7 医療の確<br>保   | 医学生奨学金等貸付事業<br>将来、医師又は看護師として、登米市<br>立病院等に勤務してもらうため、修学<br>等に必要な資金を貸付し、医師及び看<br>護師の確保を図る | 市        |    |
|               |               | 東北地域医療支援修学資金事業<br>東北地域医療支援機構の事業に参画<br>し、卒後医師の登米市立病院への受け<br>入れを行う                       | 市        |    |

| 持続的発展<br>施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                                                                           | 事業<br>主体 | 備考 |
|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|
| 8 教育の振<br>興   | 義務教育          | コミュニティ・スクール推進事業<br>地域の人々と目標を共有した上で、地<br>域・学校が一体となって子どもたちを<br>育む「地域とともにある学校」を目指<br>す            | 市        |    |
|               |               | 小中学校等再編整備事業（登米市学校再<br>編準備委員会）<br>登米市学校再編準備委員会を設置し、<br>学校再編の取組を進める                              | 市        |    |
|               |               | 小中学校等再編整備事業（登米市開校準<br>備委員会）<br>登米市開校準備委員会を設置し、再編<br>新校への円滑な移行や統合後の具体的<br>な学校運営等を検討する           | 市        |    |
|               |               | 小中学校等再編整備事業（再編新校等準<br>備事業）<br>各式典の円滑な実施及び再編新校の学<br>校運営に必要とする資材整備を支援す<br>る                      | 市        |    |
|               |               | 標準学力調査事業<br>標準学力調査の実施及び分析を行い、<br>更なる学力向上を目指す                                                   | 市        |    |
|               |               | 居心地のよい学級づくり支援事業<br>児童生徒の学級生活に関するアンケ<br>ートの実施及び分析を行い、学力向上に<br>つなげる                              | 市        |    |
|               |               | キャリアセミナー推進事業<br>社会人を講師として学校に招き、仕事<br>に対する想いや人生観について学ぶ機<br>会を提供する                               | 市        |    |
|               | 生涯学習・<br>スポーツ | 総合型地域スポーツクラブ育成事業<br>総合型地域スポーツクラブの活動を支<br>援し、地域住民の健康増進と体力の向<br>上、健康寿命の延伸を図る                     | 市        |    |
|               | その他           | 放課後子ども教室事業<br>放課後に学校教室等を活用して学習や<br>文化活動、交流活動を実施し、こども<br>達の安全・安心な活動と地域住民との<br>交流活動を図る           | 市        |    |
|               |               | 学校・地域教育力向上対策事業<br>地区コーディネーターを配置し、地域<br>住民による登下校時の見守り等、学校<br>と地域が連携し、心豊かで健全なこど<br>もを育てるための支援を行う | 市        |    |

| 持続的発展<br>施策区分          | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                                                                    | 事業<br>主体   | 備考 |
|------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|------------|----|
|                        |              | 外国語指導助手配置事業<br>外国語指導助手を招へいし、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図る                   | 市          |    |
|                        |              | 学校音楽支援事業<br>劣化等による音楽用楽器を更新し、音楽への生徒の意欲や技術の向上につなげる                        | 市          |    |
| 9 集落の整備                | 集落整備         | 未来のまちづくり支援事業<br>人的又は財政的及び拠点整備支援を行い、協働による登米市の持続的な発展を目指す                  | コミュニティ組織・市 |    |
|                        |              | 中山間地域等直接支払交付金事業<br>農業生産条件不利の補正のため共同管理協定締結集落に対して支援を行い、耕作放棄地の発生防止等を図る     | 市          |    |
|                        |              | 多面的機能支払交付金事業<br>地域ぐるみでの農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための地域共同活動等に対する支援を行う     | 市          |    |
| 10 地域文化の振興等            | 地域文化振興       | 観光・地域交流イベント補助金<br>市内の地域イベント等への活動費補助を行い、地域市民の活力向上及び観光客の誘客等を図る            | 市          |    |
|                        |              | 文化財保護補助金<br>文化財保存団体、文化財保護修理等に対して助成を行い、地域の伝統文化と貴重な建造物等を保護する              | 市          |    |
|                        |              | 地域伝承文化振興事業<br>地域伝承文化の保存・伝承、情報発信等のための事業を実施し、担い手等の育成等を推進する                | 市          |    |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進     | 再生可能エネルギー利用  | 再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金<br>木質バイオマス燃焼機器の設置費用の一部を補助し、脱炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を推進する | 市          |    |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |              | 協働のまちづくり事業<br>行政と市民が協働で実施する事業や市民活動団体が地域活性化に向けた取組を行う経費に対して補助し、支援する       | 市          |    |